

韓国知的財産ニュース 2012 年 8 月後期

(No. 229)

発行年月日：2012 年 9 月 10 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、8 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 弁理士法の一部改正法律案の立法予告 (8. 30)

関係機関の動き

- 2-1 未来の産業「10 大新融合産業」を育成 (8. 17)
- 2-2 韓国特許庁、インドに知的財産 e-ラーニングコンテンツ輸出 (8. 21)
- 2-3 韓国型特許取引所は時期尚早 (8. 22)
- 2-4 韓国特許庁、第 10 回発明奨学生を選抜 (8. 23)
- 2-5 憲法裁判所、「弁理士に特許侵害訴訟の代理権を与えないのは合憲」 (8. 23)
- 2-6 知的財産 (IP) リーダーズフォーラム発足「特許が未来だ」 (8. 27)
- 2-7 特許行政の一流先進化及び知的財産の大衆化で国民所得 4 万ドル時代切り開く (8. 28)
- 2-8 特許審判員－慶北大学法科大学院と業務協約を締結 (8. 29)
- 2-9 韓国特許庁、江原道を皮切りに全国巡回知的財産フォーラムを開催 (8. 30)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン電子とオスラムの LED 特許紛争が終了 (8. 20)
- 3-2 韓国企業、国際特許紛争が 80% も増加 (8. 21)
- 3-3 韓国放送広告振興公社、公告素材伝送システムで特許取得 (8. 22)
- 3-4 LG、サムスン - 東芝合弁会社を「特許権侵害」で提訴 (8. 23)
- 3-5 来月 1 8 日、世界特許紛争が一目で分かる (8. 28)

(アップルとサムスン電子の訴訟関連は別にまとめました。)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 商標出願にも「癒し(healing)」ブームが(8.23)

その他一般

- 5-1 5万ウォン券お札、特許が守る(8.16)
- 5-2 夢の素材「グラフェン」を利用した薄膜トランジスタの飛躍(8.17)
- 5-3 サムスン電子、上半期に19兆7000億ウォン投資…22%増加(8.21)
- 5-4 韓国放送広告振興公社、公告素材伝送システムで特許取得(8.22)
- 5-5 交通事故減少の近道、今や日中走行用ライトがブーム(8.24)
- 5-6 スマートフォンの文字入力、より便利な方法はない?(8.27)
- 5-7 海外のバイオヘルス特許情報「一目で」(8.28)
- 5-8 特許料などの国外流出が上半期に5兆に達する…収支も赤字(8.28)
- 5-9 サムスンとソニー「CISで対決」(8.29)
- 5-10 サムスン、韓国特許庁に登録されている技術が注目(8.31)
- 5-11 スマートフォン人気で好調なフレキシブルPCB(8.31)

法律、制度関連

1-1 弁理士法の一部改正法律案の立法予告

韓国特許庁(2012.8.30)

1. 改正理由

弁理士関連の委員会を効率的に運営するため、弁理士資格審議委員会と弁理士懲戒委員会を弁理士資格・懲戒委員会に統合し、特許法律事務所の大型化・専門化をうながすため、従来の合名会社という形態の法人以外に有限会社という形態の法人を設立できるようにする一方、現制度の運営上の問題点を改善・補完するためである。

2. 主要内容

イ. 弁理士の関連委員会の統合及び、弁理士の懲戒時効制度の導入

(案第4条の4、第16条、第18条、第19条及び、第20条)

- 弁理関連委員会の効率的な運営のために弁理士資格審議委員会と弁理士懲戒委員会を統合し、その名称を弁理士資格・懲戒委員会とする。
- 弁理士の懲戒時効を事由が発生した日から3年とする。

ロ. 法人の構成員であった者、または所属弁理士であった者の受任事件の制限に関するただし書きの規定を新設(案第 6 条の 7)

- 法人の構成員であった者、または所属弁理士だった者は、その法人に所属していた期間中にその法人が担当したか、担当を承諾した事件に関しては、弁理士の業務を行うことはできず、
- その法人が承諾した場合は、弁理士の業務を行えるようにする。

ハ. 法人の設立認可取消し事由のうち、不合理な事由を削除(案第 6 条の 8)

- 弁理士法第 6 条の 7(構成員等の業務制限)の規定違反は、構成員や所属弁理士に責任を問うのが妥当であるため、法人設立の認可取り消し事由から「第 6 条の 7」を削除する。

二. 特許法人(有限)制度の導入(案第 6 条の 10、第 6 条の 12 ないしは第 6 条の 21、第 11 条及び、第 24 条)

- 弁理士は、組織的・専門的に業務を行うために 5 人以上の弁理士を構成員とする特許法人(有限)を設立することが可能
- 特許法人(有限)は、3 人以上の理事を置き、理事 1 人以上が常勤する分事務所の設置が可能
- 特許法人(有限)の資本金は 3 億ウォン以上とし、自己資本の一定比率以上を超過して他の法人に出資することや、他の者のための債務保証を禁止
- 特許法人(有限)は、委任人への損害に対する損害賠償のために損害賠償準備金を積み立て、損害賠償責任保険に加入
- 特許法人(有限)の設立要件をそろえた特許法人(合名)は、特許庁長の認可を得て、特許法人(有限)に組織変更が可能

ホ. 弁護士法の一部規制を、弁理士登録を行なったか、または、申請した弁護士にも適用(案第 5 条の 2、案第 17 条の 2)

- 弁護士試験の合格者(法科大学院の卒業者)として弁護士法第 31 条の 2 第 1 項による 6 ヶ月間の法律事務従事や研修を終えてない者は、登録を拒否する。
- 弁理士登録を行なった弁護士が弁護士法により、停職や業務停止命令を受けた場合、弁理士としても同様の処分や命令を受けたものとみなす。

ヘ. 弁理士の広告規定を新設(案第 8 条の 5)

- 消費者の弁理士を選択する際に手助けとなり、弁理士に公正な競争を通じて顧客を誘致できるように、弁理士の広告を許容するが、業務に関して虚偽の内容を表示したり、消費者の誤解を招く恐れのある広告などを禁止
- 大韓弁理士会が広告についてその他に必要な事項を定めることにし、広告審査のために広告審査委員会を設置

ト. 特許法人、特許法人(有限)が弁理士法に違反した場合、それを懲戒できるよう、弁理士懲戒規定を準用(案第 6 条の 11 及び、第 6 条の 21)

- 弁理士の懲戒処分のうち、「けん責、500 万ウォン以下の過怠金、2 年以内の全部、または一部の業務停止」及び、懲戒手続きを準用
- チ. 弁理士会の会員の会則遵守の義務及び、特許法人ではない者の特許法人名称の使用禁止規制の新設(案第 10 条及び、案第 22 条)
 - 弁理士会の会員は、弁理士会の会則を遵守すること
 - 特許法人、または特許法人(有限)ではない者は、特許法人、または特許法人(有限)や類似な名称の使用を禁止
- リ. 禁治産者などの用語変更及び、弁理士試験の受験制限(案第 10 条及び、案第 4 条 2)
 - 改正民法(2013.7. 1 施行)において「禁治産者、限定治産者」を廃止し、「未成年後見人、被限定後見人」に変更する。
 - 弁理士の欠格事由のある者に弁理士試験の受験資格を制限するが、未成年者は例外とする。
- ヌ. 弁理士業務の委託(案第 28 条)
 - 安定的かつ効果的な業務委託の施行のため、弁理士業務を弁理士会、または試験運営関連の専門機関・団体に委託し、予算範囲内で業務遂行に必要な経費の全部、または一部を支援する規定を新設

関係機関の動き

2-1 未来産業「10 大新融合産業」を育成

デジタルタイムズ(2012. 8. 17)

産業間融合の促進に向けた部署別主要政策

知識経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 大コア融合技術の活動基盤強化及び新融合産業を創出 ・ ソフト産業が主導する産業全般の融合化を促進 ・ 間仕切り型の法制度見直し及び産業間融合促進のインフラを構築
教育科学技術部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文系 - 理系融合型の教育プログラム開発及び制度の活性化 ・ クラウドコンピューティング基盤のスマート教育システムを構築
文化体育観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先端技術 - 文化芸術融合の公演芸術・コンテンツの創作基盤構築 ・ N - スクリーン基盤の「u - 文化サービス環境」構築
農林水産食品部	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT 技術融合で農畜水産の生産設備の自動化・ロボット化 ・ 機能性の作物、医薬・化学素材開発など高付加価値を創出
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ u ヘルスケアサービスの拡大に向けた法制度基盤の整備 ・ 福祉型ヘルスケア融合商品・サービス開発及び拡大
国土海洋部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代空間情報を活用した u - シティの高度化 ・ スマート交通システム及び道路インフラの構築

行政安全部	<ul style="list-style-type: none"> ・ビックデータ基盤のスマート災害対応システムを構築 ・モバイル基盤のスマート電子政府サービスの強化
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染物質のリアルタイム総合管理システムを構築
放送通信委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代スマート・ネットワーク・インフラの充実化 ・ビックデータ、クラウド基盤のスマートサービス活性化
国家科学技術委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・融合型 R&D 課題の部署間共同企画・管理体制を構築
中小企業庁	<ul style="list-style-type: none"> ・異業種企業間の交流・協力の場を活性化

韓国政府は、今後 5 年にわたって推進する「第 1 次産業融合発展における基本計画」を確定、発表した。技術・産業・人文学・芸術などが大融合する時代に急変している世界経済のパラダイムの変化を先取りするためである。

韓国政府は 16 日、金ファンシク 国務総理の主催で「第 1 回産業融合発展委員会」を開き、知識経済部、教育科学技術部、企画財政部、行政安全部、文化体育観光部、保健福祉部、農林水産食品部、国土海洋部、環境部、放送通信委員会、国家科学技術委員会、中小企業庁などの 12 関係部署と民間専門委員が参加してまとめた 1 次産業融合発展基本計画を確定・発表した。

政府の説明によると、最近、世界の経済産業界では、異業種の融合、情報技術 (IT) と伝統産業間の融合など、融合産業が造船・自動車・鉄鋼・繊維・航空・建設・農食品などの製造業はもちろん、教育・金融・医療などのサービス業全般に拡大し、革命が起きている。また、IT、バイオ技術 (BT)、ナノ技術 (NT)、認知科学 (CS) などの技術間融合の枠を超え、技術と文化・芸術・人文学なども融合されて新たな付加価値を創出しているという。

コンサルタント企業であるデロイトの見通しによれば、融合産業市場は、2008 年 8 兆 6000 億ドルから 2013 年 20 兆ドル、2018 年 61 兆ドルという巨大市場に成長するという。

政府は、こうした産業間融合という世界的なメガトレンドに備え、GDP 4 万ドルと貿易 2 兆ドル時代を早期に実現させるために、部署を越えた融合新産業の育成に向けた総合的対策を初めて設けたとその目的を説明した。

まず、スマートロボット、バイオ新薬、スマート自動車、スマート航空など、10 大有望融合新産業を選定し、成長段階に合わせたオーダーメイド型事業化を支援し、市場創出に向けたビジネスモデルと公共需要拡大に取り組むことを決めた。ビックデータ、クラウドなどの新しいトレンドを反映した「ソフトウェア融合型」コア技術とコア部品開発を支援し、技術主導型 3 世代 R&D からデザインと人文学主導の 4 世代 R&D への転換を図ることにした。異業種間の技術と人材の交流を活性化させ、融合を促すために「融合触媒組織」を指定・運営し、企業間の融合産業の成果に対する公正な収益配分のガイドラインを設けることにした。

産業間融合の拡大に向けたインフラ構築という面で 4 世代移動通信、事物スマート通

信 (M2M)、センサー網 (RFID/USN) など、次世代スマートネットワークを充実化することにした。また、クラウドコンピューティング基盤の教育サービス統合プラットフォームを開発し、スマートフォンとタブレット PC などのモバイル基盤電子政府サービスを構築することにした。

これまで法制度が整わず、サービスが出来なかったユビキタス (U) - ヘルスケアサービス産業の活性化に向けて現行医療法を見直し、個人の医療・健康情報のデータベース (DB) に基づいたクラウドヘルス情報システムを構築して個人にオーダーメイド型遠隔医療サービスを提供する「U-ウェルネス (Wellness) サービスモデル」を開発・普及することを決めた。そのためにバイオ融合技術で大容量遺伝体情報分析システムも設けることにした。

また、各種の融合新技術を災害の対応、犯罪予防に適用した犯罪予防システムも開発・普及することにした。太陽光・風力・燃料電池などの再生エネルギークラスター構築と IT 融合型スマートグリッドを拡大する。農畜産物の生産設備に太陽光や代替 LED などの融合技術を利用して自動化・ロボット化を図り、医療・文化・観光商品と連携した地域適合型「融合・複合クラスター」を構築することにした。

その他に、各部署は、融合政策を総括し、部署間の産業融合共同 R&D などの協力事業を推進する「部署融合政策担当官 (仮称)」を任命し、産業間融合専門大学・教科内容の拡大など、人材育成策も策定、推進することにした。

この日、知識経済部の洪ソクウ長官は、「世界経済は今、技術と人文学が融合され、産業・個人・社会が有機的に協力する大融合時代に速いスピードで転換している。政府は今回の基本計画に基づき、産業間融合を促すための具体的な実行計画を確立、推進していく計画だ。」と述べた。

<キム・スンリョン記者>

2-2 韓国特許庁、インドに知的財産 e-ラーニングコンテンツ輸出

韓国特許庁 (2012. 8. 21)

韓国特許庁は、8 月 20 日にインドのリライアンス・インダストリーズ (Reliance Industries) 社と知的財産 e-ラーニング (e-learning) コンテンツ「IP パノラマ (Intellectual Property PANORAMA Multimedia Toolkit)」の利用に関するライセンス契約を締結した。

IP パノラマは、ビジネス現場における知的財産活用戦略を説明する e-ラーニングコンテンツだ。韓国特許庁が 2007 年から 2010 年まで世界知的財産機関 (WIPO、World Intellectual Property Organization) と共同で開発した。

従来のコンテンツが法的・理論的な内容が中心だったとすれば、IP パノラマは、特許情報の活用、ライセンス、電子商取引 (e-commerce) など、実務に応用できる知的財

産活用戦略を様々なアニメーションキャラクターや物語 (story-telling) で分かりやすく説明し、誰でも簡単に楽しく学習できるようになっている。

韓国特許庁は、グローバル知的財産の認識を向上させるため、ウェブサイト (<http://global.ipacademy.net>) で IP パノラマに関するコンテンツを無償で提供しているが、今回インドのリライアンス・インダストリーズ社が社員の教育に活用するためにライセンスを要請したことを受け、8,000 ドルで契約を締結した。

※フォーチュン誌選定の 2012 年世界 500 大企業のうち、99 位となったインドの代表的な企業 (主要事業は、石油化学、エネルギー、通信、生命工学、金融などがあり、従業員数は約 23,000 人)

一方、韓国特許庁は、WIPO 加盟国の開発要請を受け、国連共通言語であるアラブ語 (2009 年)、フランス語 (2010 年)、スペイン語 (2010 年) 版をはじめ、モンゴル語、ポルトガル語、ポーランド語など 17 国の言語版を追加開発して普及している。

※タイ語、アラブ語、スペイン語、フランス語、ハンガリー語、ベトナム語、ベンガル語、ポーランド語、スワヒリ語、スロバキア語、インド語、中国語、ペルシャ語、ポルトガル語、ロシア語、エストニア語

さらに、IP パノラマの活用を拡大させるため、2010 年から WIPO、韓国科学技術院 (KAIST) 及び韓国発明振興会 (KIPA) とともに、オフライン教育課程を並行する教育課程も運営しており、現在まで 105 カ国地域の 2,142 人が教育に参加した。

韓国特許庁情報企画局の邊フソク局長は、「今回のライセンス契約の締結は、韓国が製作した知的財産権 e-ラーニングコンテンツの優秀さを立証する契機になったうえ、途上国の知的財産の認識向上に貢献する “知的財産援助国” としての国の地位を高めることにも貢献できると期待している。」と述べた。

2-3 韓国型特許取引所は時期尚早

韓国特許庁 (2012. 8. 22)

特許を株式のように取り引きする韓国型知的財産 (IP) 取引所の導入は、時期尚早だという評価が出た。活発に取引できるインフラが不足しているという理由からだ。

韓国産業技術振興院 (KIAT) は、21 日、IP 取引所のモデルを研究した結果、事業の妥当性が不十分だという評価が出されたと発表した。IP 取引所とは、特定製品を生産する特許ライセンスに値段をつけて株式のように取引するという概念だ。KIAT は、5 月から「ライセンス権基盤の知的財産取引所モデルの研究」課題を進めてきた。特定のライセンス権者が特許を独占して権利を行使することを防ぎ、特許の大衆的な利用を促す

ラットフォームと制度を設けようという狙いだった。

米国は、昨年 12 月に製品・部品・特定技術単位にライセンスをまとめて取り引きする IP 取引所「IPXI」を発足させ、運営している。韓国型 IP 取引所がベンチマークするモデルだった。KIAT は、「ベンチマークしたい IPXI も関連情報を公開しないほど、米国でも IPXI が活性化されていない状況だと聞いている」と述べた。

IP 取引所が活性化されない理由として、特許ポートフォリオの構築が難しいということが指摘される。特許を株式のように取り引きするためには、ライセンスをまとめてポートフォリオを構築することが重要だが、そのための基盤が構築されていない。産業界では、「企業・研究所・大学などのライセンス供給者のが、出願した特許をまとめてポートフォリオを構築することは難しい。需要者側からみても、特許ライセンスを取引所で購入する文化がまだ定着していない」と述べた。

KIAT は、「知識経済部の国家技術事業化双方情報網(NTB)、韓国特許庁の IP マートなどの技術取引関連のホームページはあるが、供給者中心だという限界がある。技術移転・取引情報と流通システムが存在しているが、システムの連携が不足しているため、高品質の特許情報の提供ができていない。」と指摘した。ある IP サービス会社の代表は、「取引サイトは、特許のデータベースが構築されたただけであって、流通の面では骨抜きにされている。特許取引の活性化に向けた認識の向上が先行されるべきだと」述べた。

<権ドンジュン記者>

2-4 韓国特許庁、第 10 回発明奨励学生を選抜

韓国特許庁(2012. 8. 23)

韓国特許庁は、知財大国の未来をリードする第 10 回発明奨励学生を選抜する。

発明奨励学生制度は、優秀な発明活動を行った学生を選抜し、補償することで、学生の持続的な発明活動をうながし、望ましい発明人材像を確立するために 2003 年から施行している。今年も、小中高の学生 100 人を選抜して様々な教育的支援を提供する。

発明奨励学生の選抜は、発明教育の修了や発明大会への参加と受賞、産業財産権の出願・登録などの発明活動の実績などを評価する書類評価と、発明活動への意志や知的財産権の創出能力、問題解決能力などを評価する観察遂行評価の 2 段階で行われる。

最終選抜された発明奨励学生には、発明奨励学生の証書とともに、海外発明文化体験(3泊4日)と特許庁が用意した特別教育課程への参加ができ、低所得層の学生には奨学金が与えられる。

申請の受付は、8月22日から9月19日まで、韓国発明振興会のホームページ(www.kipa.org)で行なわれ、詳しい内容は、韓国発明振興会(02-3459-2755)でお問い合わせできる。

2-5 憲法裁判所、「弁理士に特許侵害訴訟の代理権を与えないのは合憲」

電子新聞(2012. 8. 23)

特許侵害訴訟において弁理士に訴訟代理人の資格を与えないことは、憲法に違反しないという判決が出た。憲法裁判所は、23日、「特許侵害訴訟時に弁理士の訴訟代理権を認めるべきだ」として、趙ヒリェ弁理士など8人が提出した憲法異議申立てを全員の一致意見で却下した。

憲法裁判所は、「弁護士に特許侵害訴訟代理権を許容することは、合理的な差異によるものであり、(弁理士側が主張している) `不当な差別' とは見なし難い」と述べた。結局、特許訴訟侵害時に弁理士には訴訟代理人の資格を与えないという意味だ。

韓国では、民事訴訟においては弁護士のみが訴訟代理人を務めることが出来る。特許などの知的財産権の侵害紛争の場合は、民事訴訟の性格を帯びていると判断し、弁理士は訴訟代理人に務められない。

弁理士の訴訟代理権関連の憲法異議申立ての始まりは、2010年8月に遡る。当時、商標権を侵害されたH氏がソウル高等裁判所で裁判を受ける際、弁理士が代理人の資格で出席した。高裁は、弁理士は訴訟代理人の資格がないとして「原告不出席処理」を下した。弁理士側は、訴訟手続きの中止を要請したが、裁判所は退けた。

9月、同事件に再び弁理士が訴訟代理人として出席したが、ソウル高裁は、再び原告不出席に処理して結局、原告敗訴判決を言い渡した。その後H氏は、2010年12月、憲法異議申立てを申請した。同時に、趙ヒリェ弁理士などの8人は、「民事訴訟法上、弁護士のみが訴訟代理人資格を有するという事は、弁理士法8条に違反する」として憲法異議審判(2010ホンバ740事件)を請求した。弁理士法8条には、「弁理士は、特許、実用新案、デザインまたは商標に関する事項の訴訟代理人になりうる」と明示されている。

昨年12月、憲法裁判所は、「H氏が提起した憲法異議審判(2010ホンバ459事件)は、裁判の前提性に欠けている」と判断して却下決定を下した。却下決定に対し、大韓弁理士会は、「憲法裁判所の決定は、すでに最高裁の判決で棄却されて商標権が無効になったため、商標権が有効であることを前提にした審判請求は、棄却されてしまう」と述べた。H氏の事件そのものが裁判所で処理する問題ではないという意味だ。

憲法裁判所の決定に対し、弁理士会は直ちに遺憾の意を表した。大韓弁理士会の田ジョンハクスポークスマンは、「憲法裁判所の裁判官の補充意見で、弁理士と弁護士の共同訴訟代理権導入の必要性が提起されただけに、今後、弁理士法の改正に向けて取り組んでいきたい。単に弁理士の集团的利益の面ではなく、科学技術界全体の念願だっただけに、業界と共に国会で意見を主張していく。」と述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

2-6 知的財産(IP)リーダーズフォーラム発足「特許が未来だ」

電子新聞(2012.8.28)

サムスンとアップル間の特許訴訟合戦で浮き彫りになった特許産業競争力の脆弱さに対処するため、特許専門家フォーラムが発足した。電子新聞と知識財産サービス協会は、27日、ソウルの韓国技術センターにて「IPリーダーズフォーラム」を正式に発足した。知識財産サービス協会のペク・マンギ会長が初代会長に任命された。

発足会では、知的財産(IP)専門会社と企業の特許担当者約20人が参加した。昨年準備会を開いたフォーラムを拡大・発展させ、今回に「IPリーダーズフォーラム」として公式化した。フォーラムは、今後、特許産業の活路を模索し、国内外のIP業界の交流とネットワーク構築に乗り出す。

そのため、加盟対象もIP専門会社から政府、学界はもちろん、大企業と中堅・中小企業の特許専門家まで幅広く加盟促進を図る。ペク会長は、「知的財産分野を活性化させ、競争力を高められる様々な事業を実施し、IP産業の成長に貢献していきたい」と述べた。

フォーラムは、まず、IP産業動向の分析、新規ビジネスの発掘を通じて民間・公共機関・学界の連結に取り組む。これまで分析・検索・翻訳などに限定されていたIP産業の裾野を広げ、全ての産業分野を知的財産の立場から判断する見方を提示する。さらに、企業がグローバル特許に対する対応戦略を確立できるよう、IP産業のトレンドを共有する場も設ける。

定期的な会議などを通じて、韓国のIP市場と産業の相互発展を模索し、ネットワークの拡大に向けた諮問を行う。加盟者間の情報交流を強化し、産業界の声が政策に反映できるよう、IP産業全体の発展策も提示する。

フォーラムは、IP競争力強化に向けた専門化育成事業も推進する。アップルとサムスンの特許紛争で表面化した韓国のIP管理能力の不足は、結局、競争力のある専門人材が不十分が背景にあるということがフォーラムの見方だ。フォーラムは次世代IP専門家を育成するため、セミナーなどの教育プログラムを運営する計画だ。

国内に止まらず、海外IPトレンドにも積極的に対応する。加盟者が持っている米国・日本・中国などの国際ネットワークを活用して動向を把握し、グローバルネットワークの強い学界とも協力していく予定だ。ペク会長は、「韓国は、単純産業経済から知識基盤産業に発展していく。官民が一丸となって未来の知的財産の舵をとり、大切なアドバイザーとしての役割を果たしていきたい。」と述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

2-7 特許行政の一流先進化及び知的財産の大衆化で国民所得4万ドル時代切り開く

韓国特許庁(2012.8.28)

- 韓国特許庁、第4期の責任運営機関の発足にともなう特許行政政策の方向を提示 -
- 政府、自治体、民間など、あらゆる領域において知的財産の重要性を認識させ、創出・活用につなげるための「知的財産の大衆化」を積極的に推進 -

今年5月1日に就任したキム・ホウォン特許庁長は、27日、「特許行政の一流先進化」と「知的財産の大衆化」を主要内容とする「第4期責任運営機関の発足にともなう特許行政政策方向」を発表した。

今回発表された第4期の特許行政政策の方向は、第3期までの成果をより拡大させるという目標が盛り込まれており、世界最高水準の審査サービスを提供し、知財権政策遂行のパラダイムを政府から民間にシフトすると同時に、国際社会における役割をさらに強化するということが特徴だ。

<1> 特許審査処理期間を2015年まで10カ月に短縮し、世界最高水準を維持

最も革新的なアイデアの結果である特許、デザインなどの知的財産が適時に市場に投入できるよう、権利化の支援に重点を置くことにした。

米国と日本の競争的な審査処理期間の短縮努力に対応するため、特許庁は、2015年まで審査・処理機関を特許10ヵ月、デザイン5ヵ月、商標3ヵ月、審判7ヵ月水準に大幅短縮し、世界最高水準を維持していく。そのため、審査官の増員、組織診断を通じた人事の再配置、欠員の優先的補充、PCT国際調査の外注処理拡大、グローバル審査情報の統合照会システムの開発などを推進課題に選定した。

<2> 知的財産の大衆化を促進

「知的財産の大衆化」とは、知的財産が一部の専門家、または大企業に限定された問題だという認識を払しょくし、政府、自治体、民間など、全ての領域においての知的財産の重要性を認識し、それを創出・活用につなげるなど、知的財産が国民の生活に浸透していくことを意味する。

①知財権とR&Dの連携強化を通じて研究開発成果の効率性を向上

2011年現在、56%である政府のR&Dのうち、特許技術動向調査を早いうちに各部署を全ての課題に拡大し、2015年まで18大の全産業分野に関するIP観点からの戦略技術ロードマップを構築していく。

また、IP-R&D連携戦略を民間に普及させるため、IP-R&D拡大支援本部を新設し、オーダーメイド型IP-R&D方法論を普及させるなど、民間主導の自律的なIP-R&D生態系構築を支援する。

②融合型の知的財産専門人材15万人を育成し、特許創出及び紛争対応力を確保

2017年まで、融合型の知的財産専門人材15万人を育成し、特許創出を促進し、特許紛争を事前に予防するほか、紛争解決により有効に対応できるようにする計画だ。

人材の需給展望と供給システムを分析し、現場の需要に応じた体系的でオーダーメイド的な人材育成を推進し、弁理士・法科大学院出身の弁護士を国際特許専門家として育成していく。

③1,000社のIPスター企業を育成し、地域の知的財産競争力を向上

まず、自治体の団体長、地域の最高経営責任者(CEO)などが参加するフォーラムや懇談会を開き、知財権への認識を変化させ、「市・道別の知的財産力指数」の開発を推進し、2016年まで地域の戦略産業と連携した1,000社の中小企業を「IPスター企業」として選定・育成する計画だ。現在、全国31か所の地域知的財産センターの役割と機能を見直し、知的財産の拡大における拠点として活用する計画だ。

<3>先進国と途上国間における知財権格差の解消及び知的財産行政の韓流ブームを拡大

①二国・多国間協力の強化を通じて韓国の時財権領土を拡大・保護

世界知的財産G5(韓国・米国・日本・欧州・中国)の協力チャンネルであるIP5(特許分野)とTM5(商標分野)との協力を強化し、グローバルな知財権テーマを先取り、リードしていく。現在、ここで議論されている特許法の統一化とグローバル審査情報の統合照会システムが構築されれば、韓国企業が持っている知的財産が海外でより簡単に幅広く保護することができる。

②先進国と途上国間における知財権格差の解消及び知的財産行政の韓流ブームの拡大

また、途上国に対する審査サービス及び特許情報システムを輸出するなど、先進国と途上国間の知財権の格差(IP-Divide)の解消に貢献し、知的財産の韓流(K-IP Wave)ブームを拡大していく計画だ。

<4>中堅企業の特許手数料の減免及び無料弁理サービスの拡大

顧客中心の特許行政サービスを提供するため、中堅企業に対する特許手数料を3割減免し、無料の弁理サービスを大田(テジョン)地域にも拡大実施する予定だ。その他、特許顧客相談センターの機能を強化し、あらゆるコンピュータ環境で電子出願が出来る「Open 特許路」を構築する。

キム・ホウォン特許庁長は、「21世紀の知識基盤経済において知的財産は、国と企業の競争力の核心だ。2007年以降、雇用なき成長で1人当たりの国民所得が2万ドルに停滞している韓国経済の質の向上と持続可能な成長のためには、知的財産を中心とした国家発展戦略を確立する。知的財産の大衆化で国民所得4万ドル時代を切り開いていきたい。」と述べた。

2-8 特許審判員－慶北大学法科大学院と業務協約を締結

韓国特許庁(2012.8.28)

特許審判院と慶北(キョンブク)大学法科大学院は、29日、キョンブク大学法科大学院で国内外の知的財産権関連の法律や制度などに関する研究と、知的財産権分野の法律専門家の育成に向けて共同協力することで業務協約(MOU)を締結する。

協約の主な内容は 1)国内外の知的財産権関連の法律と制度に関する相互諮問及び

議論、2)最近の知的財産権関連の判例及び主な最新テーマに関する研究調査、セミナーの開催、3)知的財産権関連の教育プログラムに講師を相互交流、4)法科大学院の学生の実務能力を向上ため、特許庁審判員の審判現場の体験と学習機会を提供 などに構成されている。

官・学協力の業務協約を締結することで、韓国特許庁の審判官には、審判品質の向上させる理論的な基盤を提供し、法科大学院の学生には、実務学習のチャンスを提供することで、激化しつつある知的財産権分野の紛争解決に中心的な役割を果たせる知的財産権分野の法律専門家に成長できる土台と期待されている。

2-9 韓国特許庁、江原道を皮切りに全国巡回知的財産フォーラムを開催！

韓国特許庁(2012. 8. 30)

韓国特許庁は、8月30日から江原道を皮切りに、忠清北道(9月5日)、蔚山(9月20日)、全羅北道(10月18日)、大邱(10月23日)、京畿道(10月27日)、全羅南道(11月1日)、釜山(11月中)など、全国8地位を巡回する「知的財産フォーラム」を開催すると発表した。

韓国特許庁は、特許・ブランド・デザインの総合的支援を通じた IP スター企業の育成や中小企業の従事者、住民を対象にした教育、発明大会など、R&D に基づいた様々な知的財産事業を31箇所の地域センターを中心に推進してきたが、

地域の知的財産競争力を向上させるためには、財政・行政的な支援と共に、自治体、中小企業、大学、住民の知的財産への認識向上が求められているという判断から、2010年から広域自治体と共同で知的財産フォーラムを開催している。

今回の江原知識フォーラムで特許庁長は、従来の激励の挨拶に代わり、基調演説を通じて江原道の知的財産競争力の強化策を地域の団体長、国会議員、政府関係者および企業の最高経営責任者に提示する予定だ。

キム庁長は、基調演説で「韓国経済における喫緊の課題は何か」をテーマに、最近のサムスン対アップルのスマートフォン訴訟の結果を持って、特許、すなわち知的財産の重要性を強調する一方、江原地域の知的財産の基礎的水準を分析し、経済活性化に向けた課題を提示する。

さらに、国家知識財産委員会知識財産戦略企画団のコ・ギソク団長による「国家の知的財産戦略の推進による国と自治体の役割」というテーマ発表と江原大学キム・イルファン教授の主導で道議会の関係者、地域の弁護士と弁理士、地域の CEO などがパネリストとして参加し、「江原道の知的財産振興に向けた支援策の方向」というテーマについて討論する予定だ。

今後7地域で開催されるフォーラムでは、地域別の時宜に適ったテーマについて事例発表と討論が行われ、特許庁長は、フォーラム修了当日にその地域の大学や中小企業を

訪問して知財権に関する公演や懇談愛を開き、地域の知的財産環境作りに総力を挙げる計画だ。

また、最後のフォーラム開催地である釜山では、全国知識財産(IP)経営者大会とモデル事業として今年実施している知的財産ボランティア活動の成果報告会を共に開催するなど、知的財産フォーラムを総合的にまとめる計画だ。

韓国特許庁は、全国巡回知財フォーラムをきっかけに、地域で知識財産権に関する討論文化が拡大し、地域現場の声が知的財産制作に反映されるなど、このフォーラムが地域の知識財産競争力を高める場として貢献し、活性化につながることを期待している。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 サムスン電子とオスラムの LED 特許紛争が終了

デジタルタイムズ(2012. 8. 20)

韓国サムスン電子とドイツのオスラムが昨年から続けてきた発光ダイオード(LED)照明関連の特許紛争を終わらせ、敵から味方になると宣言した。特許共有のためクロスライセンスを締結したほか、次世代技術の共同開発など、事業協力を拡大していく計画を発表したのだ。

17日、サムスン電子とオスラムは、両社が進めてきた全ての特許訴訟を取り下げ、今月末に発光ダイオード(LED)照明商品関連特許の相互利用権限を容認するクロスライセンス契約を締結することで合意したと発表した。

今後、急成長が期待されているLED照明市場における事業協力及び次世代技術の共同開発に関する了解覚書(MOU)を締結し、持続的な協力関係を構築していくことも合意した。両社は「このように相互協力関係を構築できて嬉しく思っている。今後、様々な戦略的協力を通じ、さらに革新的な商品が開発できるもの」と期待を示した。

両社が1年間、韓国だけでなく米国とドイツなどでLED照明に関する特許訴訟合戦を繰り広げてきた「敵」だったことを考えると、今回の協力は、ドラマチックなどんでん返しだといえる。オスラムが6月に米国デラウェア州の地方裁判所と国際貿易委員会(ITC)、ドイツのハンブルク裁判所に特許侵害を理由にサムスンを提訴したのが発端となった。これを受けたサムスンが韓国でオスラム 코리아 とオスラム商品を販売しているバルン電子とタボ産電などを相手に特許侵害禁止と損害賠償請求訴訟で対抗し、訴訟合戦が本格化した。未来の新成長産業であるLED照明の市場を先取りより有利な立場を確保するため、一歩も譲らぬ戦いを繰り広げてきたのだ。

しかし、どんでん返しの妥結のように見えた今回の合意は、業界ではこうした手順で

終わることを予想していたという。特許訴訟の大半が交渉を通じて円満にまとまる事例が多いため、特許訴訟は、判決の結果よりは交渉前の力争いの色が強いという。今回のようにクロスライセンス契約でピリオドを打った場合が多く、保有している特許のロイヤルティをより高く決めるための争いになるという説明だ。そのため、訴訟合戦を繰り返している両社は、今は敵でも、いつでも味方に代わるという。

訴訟の争点だった技術が、欧州では無効判定が決定されたため、訴訟合戦を続けて最終判決が下されたとしても、その効果は大きくないという判断も背景になった。最終決裂で結局裁判所の判決となったアップルとの訴訟とは異なり、サムスンとオスラムの感情の溝が深くないことが短期間で訴訟を終わらせたと分析できる。

業界関係者は、訴訟合戦が真ただ中だった昨年にも「LED 照明は、市場がまだ本格化していないので、特許訴訟で得られる利益はさほどない」と分析し、「そのため、特許紛争は短期間で終わらせ、相互特許を共有するクロスライセンス契約でまとまる」と予想していた。

<イ・ホンソク記者>

3-2 韓国企業、国際特許紛争が 80%も増加

デジタルタイムズ(2012. 8. 21)

世界的な IT 企業であるサムスンとアップルが一步も譲れない特許訴訟合戦を繰り返しているなか、IT を基盤にしている韓国企業が特許紛争の主なターゲットとされている。韓国企業が技術競争力を確保して先端技術市場での主導権を拡大させているため、特許を武器に海外企業が韓国企業を牽制する戦略だと分析できる。こうした訴訟による攻撃は、特許の重要性が高まるにつれて、今後も続くと予想されている。

韓国特許庁と韓国知識財産保護協会は、20 日、韓国企業と海外企業の間での国際特許訴訟件数は、2009 年 154 件から昨年 278 件と、2 年で 80.5%も急増したと発表した。

特許紛争は、海外企業が韓国企業を相手に訴訟を提起する形が大半だ。2007 年から今年 5 月まで韓国企業と海外企業間の特許紛争件数は、1070 件とされており、このうち韓国企業が外国企業に訴えられたのは 821 件に達した。韓国企業が海外企業を提訴した件数の 3 倍も多くなっている。

ここ 3 年間の韓国企業の被訴件数は、2009 年 112 件から 2010 年 165 件に増え始め、2011 年に 195 件になるなど、毎年大幅増加している。一方、提訴件数は 2009 年 42 件、2010 年 21 件、2011 年 83 件となり、対照的な結果となった。

今年 5 月末までは、70 件の国際特許訴訟が提起された。韓国の大手企業が提訴したのは 1 件に過ぎなかったが、提訴されたのは 52 件にのぼる。中小企業の被訴件数と提訴件数は、それぞれ 15 件、2 件だった。これは、韓国企業の知的財産権紛争のうち、国内外の地方裁判所に提起された国際特許紛争だけを分析したものであるため、各国の税関などに

提訴されたことまで含めると、実際の訴訟件数はさらに多くなると推定される。

国籍別では、米国企業との紛争が 670 件 (62.5%) と最も多くなり、日本企業が 153 件 (14.2%) と後を次いだ。

いわゆる「パテントトロール」と呼ばれる特許管理会社 (NEP) による提訴件数も急増している。米国の NEP が韓国企業を相手に提起した特許訴訟件数は、2009 年 32 件、2010 年 44 件、2011 年 89 件となり、NEP の活動も注意すべきところがある。

韓国特許庁の関係者は、「韓国企業を相手にした訴訟が急増しているということは、それだけ韓国企業に対する各国の牽制が厳しくなったことを意味する。研究開発の段階から特許獲得を狙った先行特許調査と特許先取りに力を入れるべきだ」と述べた。

<イ・ジュンギ記者>

3-3 LG、サムスン - 東芝合弁会社を「特許権侵害」で提訴

デジタルタイムズ (2012. 8. 23)

LG 電子が米国時間の 22 日、光ディスク (光学貯蔵装置) 技術関連の特許を侵害したとしてサムスン電子と東芝の共同事業体である東芝サムスンストレジテクノロジー (TSST) を米国裁判所に提訴した。

LG 側の法定代理人は、デラウェア州の連邦裁判所に提出した訴状で TSST が 2010 年末に使用契約が満了した光ディスク関連特許技術 4 件を更新しないで使用していたと主張した。

LG 側は、TSST が契約期間の満了後に再契約を行っていないだけに、意図的に特許を侵害したと主張し、被害補償及びロイヤルティの支払いを求めた。

原告側はまた、陪審裁判 (一般人が陪審員として参加する裁判) を申請した。訴状によると、LG が問題とした特許技術は、パソコンとカムコーダー、ビデオ録画装置などに利用される再記録及び録音再生関連技術で、2000 年に米国で特許登録された。

東芝とサムスンは、立場表明の要請に直ちに回答しなかった。

<イ・ヒョングン記者>

3-4 来月 18 日、世界特許紛争が一目で分かる

電子新聞 (2012. 8. 28)

知的財産 (IP) 権をめぐるサムスンとアップルの特許合戦が注目されているなか、グローバル特許紛争の流れと動向を把握する大規模なコンファレンスが開かれる。産業現場の特許専門家が企業の生き残りとの競争力における特許管理の重要性を直接伝える。

韓国知識財産保護協会と電子新聞は、9 月 18 日にソウルのコエックスにて「特許合戦

2012」フォーラムを開催する。「グローバル特許紛争、出口の見えない戦い」というテーマで開かれる当フォーラムは、特許合戦に備えたサムスンの特許戦略や、サムスンとアップルの特許訴訟合戦の展望などを集中的に話し合う。「特許合戦」の著者として知られるチェジョングク特許法律事務所のチョン・ウソン代表が「サムスン対アップル、世界市場を揺さぶる特許合戦の勝者は？」をテーマに基調演説を行う。

主な講演として、ドイツの特許専門家と中国の特許弁理士がグローバル特許紛争の動向を説明するため、中国と欧州の特許紛争の展開と訴訟の手続きなどを発表する。最新テーマについてのトークセッションでは、成均館大学法科大学院のソン・ギョンハン教授とタレ特許法務法人のジョ・ヨンシク弁護士、産業界の専門家などが集まり、同時多発的に発生している特許紛争への対応策を議論する。

「特許戦争 2012」カンファレンス参加対象は、△企業の CEO・CIO・CFO・法務チーム担当者・特許関連の担当者・知的財産権分野の業務従事者 △政府と研究機関の特許関連担当者・研究管理の専門家 △理系大学生・産学協力団 △法曹界の法律事務所の弁護士と弁理士 △その他特許保有者と出願予定者などだ。

<クオン・ドンジュン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 商標出願にも「癒し(healing)」ブームが

韓国特許庁(2012. 8. 23)

ストレスを解消し、疲れた心身を癒す「癒し(healing)産業」の急速な成長と、韓国のテレビ番組「ヒーリング・キャンプ」の人気があいまって「癒し(healing)」への関心が高まり、「癒し(healing)」関連ブランド(ヒーリング・ポップ、ヒーリング・ツアー、ヒーリング・フード、ヒーリング・カフェなど)を先取りするための商標出願がブームとなっている。

韓国特許庁によると、「癒し(healing)」関連ブランドの出願件数は、2008年26件、2009年40件、2010年65件、2011年72件に続き、今年も7月末現在86件と、大幅増加しているという。

出願分野別では、心身の疲れの解消と美容管理分野に集中されており、具体的には、「化粧品類(第3類)」の出願が84件と1位となり、70件と54件をそれぞれ出願した「理美容及び医療サービス(第44類)」と「スポーツ及び文化関連業(第41類)」が後を次いだ。

出願人別には、469件のうち、個人と法人がそれぞれ235件と234件を出願してほぼ同じ水準となっている。

こうした「癒し(healing)」関連ブランドの商標出願の急増は、生活が厳しくなってい

る中、ストレスに悩まされている現代人の健康への関心の高まりと生活水準の向上や、質の高い生活を目指したい消費者のニーズを受け、関連業界が「癒し(healing)」分野の商品(サービス)及びブランドを開発するために努力したためだと分析できる。

韓国特許庁サービス標審査課の李ビョンテク課長は、「「ヒーリング(healing)」は「心と体を癒す」という意味を持っており、関連商品やサービスには、誰もが使用できるように識別力を認めていないため、用語を商標として出願したい場合には、識別力のある文字や図形を入れて出願すると商標登録の可能性が高まる」と述べた。

添付：癒し(healing)結合標章の出願現況

<添付 1>

“癒し” 及び “Healing” 結合商標の出願現況

1. 年度別の出願現況

(単位：件/類基準)

	総計	2007 年以前	2008	2009	2010	2011	2012. 7 月末
合計	469	180	26	40	65	72	86
商標	228	102	10	17	33	34	32
サービス標	241	78	16	23	32	38	54

2. 出願分野別の現況

(単位：件/類基準)

区分	総計	3 類	44 類	41 類	35 類	11 類	43 類	...
件数	469	84	70	54	33	24	19	...

3. 出願人別の現況

(単位：件/類基準)

	総計	2007 以前	2008	2009	2010	2011	2012. 7 月末
合計	469	180	26	40	65	72	86
個人	235	64	15	24	27	51	54
法人	234	116	11	16	38	21	32

その他一般

5-1 5万ウォン券お札、特許が守る

韓国特許庁(2012. 8. 16)

「お金の味」は甘いもの。だからこそお札の偽造への誘惑に駆けられてしまう。我々が使っているお札の中に偽造物があると想像するだけで恐ろしくなる。

韓国の中央銀行に当たる韓国銀行によると、これまでは1万ウォン券の偽造がほとんどだったが、今年の上半期では5万ウォン券の偽造が前年同期比567%も増加したという。

しかし、5万ウォン券を完璧に偽造できる可能性はほぼ「0(ゼロ)」に近い。最高額紙幣である5万ウォン券は、なんと20種類以上の偽造防止技術(立体型部分露出銀線、帯型ホログラム、パールインキ、すき入れ及び銀線、特殊蛍光インキ、深凹版印刷など)が取り入れられており、全ての技術を偽造することは至難の業であるためだ(参考1)。

このうち、代表的な技術として立体型部分露出銀線(Motion)、帯型ホログラム、パールインキ及びすき入れが挙げられる。立体型部分露出銀線(Motion)は、銀行券を上下に動かすと太極模様は左右に、銀行券を左右に動かすと太極模様は上下に動いているように見える。帯型ホログラムは、見る角度によって韓国の地図、太極模様、4卦模様が同じ位置で交代に現れ、その間に額面数字の500000が縦書きになっている。パールインキは、銀行券を傾けると額面数字の色が赤紫色から緑色に変わる。すき入れは、券の表面の肖像と同じく「申師任堂」のすき入れが施されている。

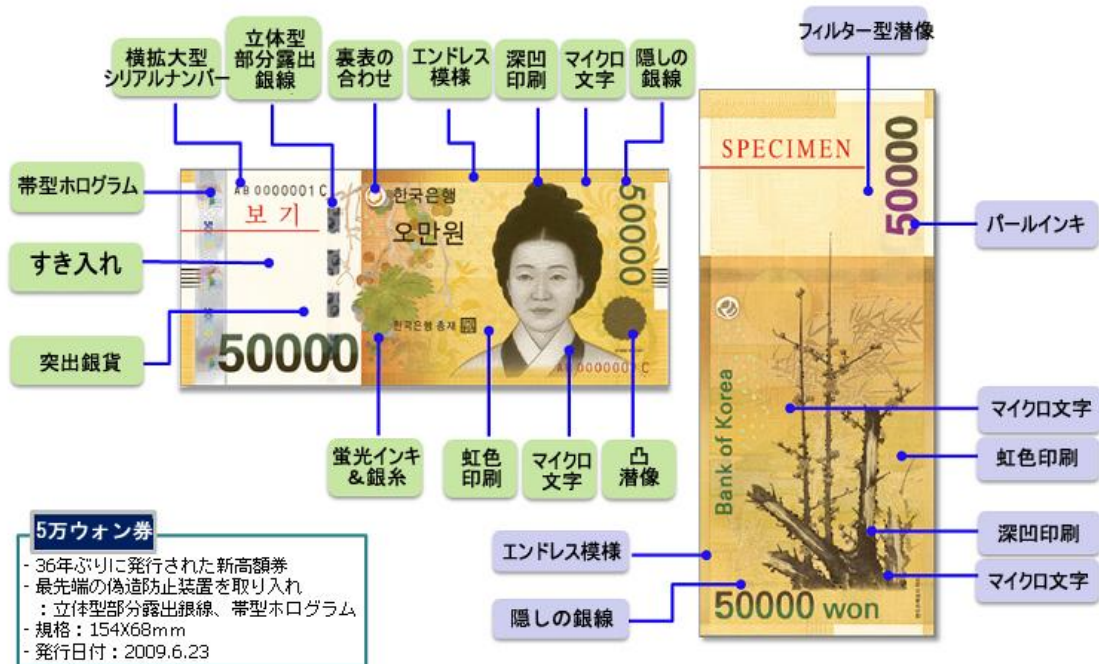
国別では、立体型部分露出銀線(Motion)の特許は米国が、帯型ホログラムの特許は米国、ドイツ、日本が所有している。韓国造幣公社は、パールインキ及びすき入れの特許を保有している。

現在、立体型部分露出銀線(Motion)の特許を保有している米国は、約10件の特許ポートフォリオで強力な特許網を構築し、世界11カ国の銀行券から収入を得ているという。

偽造・変造防止技術は銀行券だけでなく、パスポート、身分証明書、商品、医薬品、酒類など、様々な分野で広く採用されているため、今後、関連市場は、拡大していくものと予想されている。

韓国特許庁化学生命工学審査局の洪ジョンピョ局長は、「特許そのもので収益があげられるコア基盤特許を先取りする必要がある、企業は、研究の結果物としての特許ではなく、最初から特許獲得を目的にした研究を目指すべきだ」と述べた。

[参考1] 5万ウォン券の偽造防止技術(セキュリティー要素)



5-2 夢の素材「グラフェン」を利用した薄膜トランジスタの飛躍

韓国特許庁(2012. 8. 17)

韓国特許庁は、夢の新素材として知られているグラフェン(Graphene)関連薄膜トランジスタの特許出願が急増していると発表した。

グラフェンは、優れた電気輸送機能と柔軟性という特徴を持っているため、テレビ画面が見られる透明ガラス窓、フレキシブル・ディスプレイ、電子紙、着るコンピュータなど、様々な電子素子に利用できるため、応用分野の範囲が非常に広い素材だといえる。

韓国特許庁によると、ここ5年間(07~11年)、グラフェンを用いたトランジスタの韓国特許出願を調査した結果、2007年1件に過ぎなかった出願数が2008年5件、2009年9件、2010年31件、2011年37件と2~3年の間に急増したという。

これまで、シリコン半導体の微細な加工技術やデータ処理速度の限界を克服するため、学会や産業界は、シリコンに代わる新しい物質としてグラフェンを研究・開発してきた。

特に、韓国大手企業の研究所が最近、互換性を持った新しい構造のグラフェントランジスタを発表し、関連技術の特許出願はさらに増加すると見られている。

出願人別では、サムスン電子が32件、各大学内の産学協力団26件、韓国科学技術院6件など、サムスン電子と大学内の産学協力団の特許出願が大半を占めている。

また、この5年(07~11年)間、国家別の出願を見ると、韓国77件、米国49件、日本9件と調査され、半導体大国である韓国がグラフェンを用いたトランジスタ開発にも積極的に取り組んでいることが示された。

韓国特許庁の関係者は、「大手企業が半導体の主役になり得るグラフェンを用いたトランジスタ常用化の新しい道を切り開いたので、産・学・研の研究結果が特許出願に拡大されると見ている」と述べた。

5-3 サムスン電子、上半期に19兆7000億ウォン投資…22%増加

デジタルタイムズ(2012.8.21)

サムスン電子が今年上半期における研究開発(R&D)費に5兆8000億ウォンの投資額を計上した。設備投資額も史上最高の13兆9000億ウォンとなり、上半期に投資額だけで19兆7000億ウォンを支出した。

サムスン電子の21日の四半期報告書によると、サムスン電子は、未来をリードする技術を開発し、イノベーション商品で市場を主導していくために1~6月に5兆7797億ウォンを研究開発費に投資した。

前年同期の4兆9876億ウォンより7921億ウォン、15.8%増加した。

研究開発投資の結果、サムスン電子は、パソコン向けの30ナノ級4GBのDDR4D-RAM、モバイル端末向けの20ナノ級4GbのLPDDR2モバイルD-RAMなどを開発した。

サムスン電子は、開発期間が1~2年かかる事業部開発チーム、3~5年かかる研究所、未来の成長エンジンコア技術を開発する総合技術院など、3段階の研究開発組織を構築している。

サムスン電子が昨年出願した特許件数は、国内特許5664件、海外特許1万234件だとされている。昨年末現在、米国で取得した特許件数は4894件で、2006年以降6年連続IBMに次ぐ2位となった。

上半期の設備投資額も13兆9480億ウォンを執行し、前年同期(11兆1740億ウォン)より2兆7740億ウォン、24.8%増加した。上半期の設備投資の内訳を部門別に分析すると、半導体9兆6941億ウォン、LCD2兆6026億ウォン、その他1兆6513億ウォンと、半導体に投資する金額が圧倒的に多くなった。

サムスン電子は、今年、年間25兆ウォン規模の設備投資を計画しており、上半期にも半導体、LCD事業ラインの性能改善に巨額を投資すると予想されている。状況によっては25兆ウォンを大きく上回る可能性もある。

<イ・ヒョングン記者>

5-4 韓国放送広告振興公社、公告素材伝送システムで特許取得

電子新聞(2012.8.22)

韓国放送広告振興公社(KOBACO)が公告素材伝送システム(KODEX KOBACO Data Express)で特許を取得した。

この特許は、放送に送出される公告に目に見えないデジタルコードのウォーターマーキングを挿入し、自動検出する技術だ。全ての広告に適用できる。広告主が自社の広告が送出される放送内容、時間をリアルタイムで確認できるため、正確な広告統計算出と効果の分析が可能になる。

KODEX は、テープの形で放送局に受動伝達していた放送広告素材(CF、CM)をデジタルオンラインファイルに変換して伝送するシステムで、現在 140 の放送局が利用している。

KOBACO は、2005 年 10 月から業界で初めて公告素材のオンライン伝送システムである KODEX を構築し、運営してきた。今年の 2 月には新技術が適用された HD KODEX のサービスを開始した。

KOBACO は、KODEX で地上波放送局、ケーブルテレビ、総合編成チャンネルなど、年間約 30 万件の広告素材を伝送し、毎年 70 億ウォン規模のコスト削減を実現してきた。KODEX は、2010 年取得した放送公告オンライン商取引システム(KOBAnet)の特許に続いた KOBACO の 2 番目の特許だ。

<チョン・ジヨン記者>

5-5 交通事故減少の近道、今や日中走行用ライトがブーム

韓国特許庁(2012. 8. 24)

「マイカー時代」という言葉も使われなくなるほど必需品になった自動車。2011 年自動車の 1 世帯当たりマイカー所有台数は、0.91 台であり、自動車の生産量は世界 5 位(添付 2 を参照)など、誇らしい数値ではあるが、交通事故死亡者数も経済協力開発機構(OECD)加盟国のうち、トップレベルとされている。こうした交通事故の防止対策として、先進国では、かつてからデイライトを義務化してきた。

デイトタイムランニングランプ (Daytime Running Light, DRL) (通称デイライト) とは、日中の走行時に点灯させる別途の前照灯のことだ。対向車や歩行者などに被視認性を向上する目的と、周囲よりも目立っていることを運転者に意識させて事故の発生を抑える目的として使われている。

デイライトの光源は、白熱電球、ハロゲン・タングステンランプなどだったが、最近では、低消費電力で寿命の長い高効率の LED ランプが人気を得ている。

デイライトの点灯は、1972 年フィンランドで初めて義務化され、その後、北欧諸国にも広がった。その効果として、北欧 8.3%、ドイツ 3.0%、米国 5%の交通事故減少の効果が証明されており、韓国では、交通安全公団の発表によると、交通事故が 19%減少する効果があり、それを交通事故減少コストに換算すると、4,249 億ウォンに達するという。

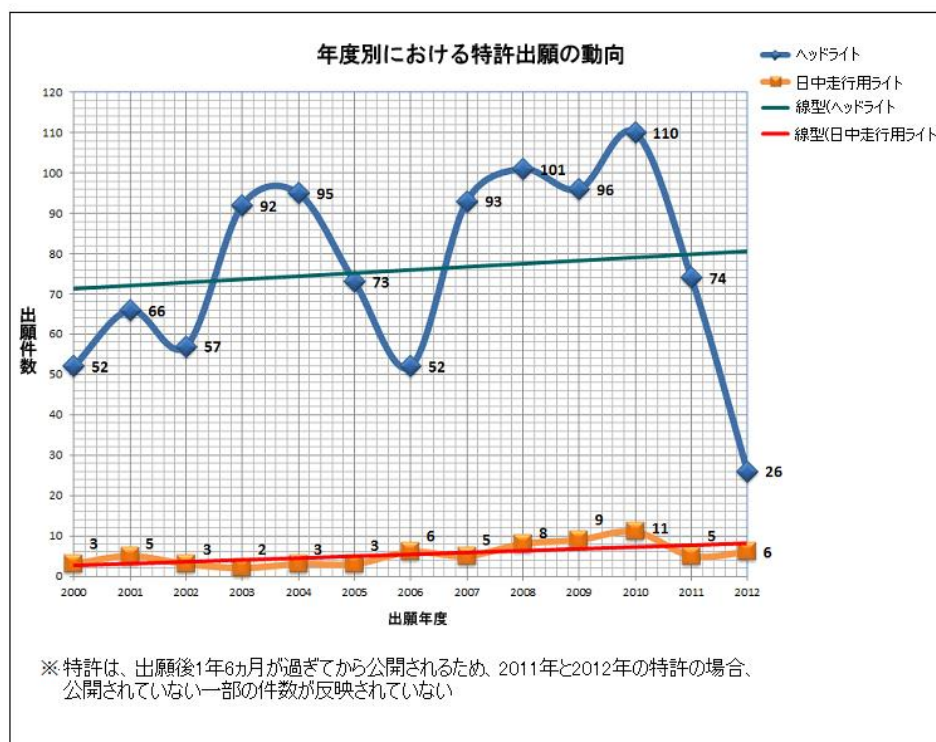
韓国特許庁によると、2000 年以降、車両のデイライト(またはヘッドライト)関連の特許出願は 987 件であり(2012 年 6 月公開件数を基準)、このうち、デイライト関連は 69

件だ。デイルイト関連特許出願は、2000年まで毎年2~6だったが、2008年8件、2009年9件、2010年11件と増加基調が続いている(添付1を参照)。出願人別には、国内企業が約77%(53件)を占めており、外国企業の17%より高い割合を占めている(添付2を参照)。これは、国内企業がデイルイトの点灯を義務化した先進国の動向に注目していたほか、2008年以降、韓国でもデイルイトへの認識が広がり、制度化への社会的雰囲気が反映されたものとみられている。

デイルイト関連特許出願において、車両の始動や走行状態、外部の明るさ、ワイパーの作動などと連動して自動的に点灯できるように工夫した点灯コントロール方式技術分野が約33%(23件)、部品回数及び組立工程を簡素化したコスト削減分野22%、デイルイトとフォグライトなどを一体化した統合機能ランプ分野15%、その他技術分野が30%を占めている。消費者の購入意欲と密接な関係のあるコスト削減分野は、2007年以降、出願が着実に増加している。(添付3を参照)

デイルイトは、外車や国内の高級車を中心に搭載されているため、贅沢品というイメージがあるが、OECD加盟国のうち、交通事故による死亡率が最も高い国という汚名を払しょくさせるためにも、デイルイト搭載・点灯の義務化への検討などが早期に行われるべきである。また、自動車大国という地位に見合うよう、デイルイト関連の技術開発と特許権が確保されるべきであり、なにより、国民の安全保障と自動車の質の向上に向け、市場競争力のある高仕様、低価格商品の開発が切実に求められている。

<添付1> 前照灯関連の年度別における特許出願の動向



5-6 スマートフォンの文字入力、より便利な方法はない？

韓国特許庁(2012. 8. 27)

最近、スマートフォンでより簡単で素早く文字を入力する方式関連の特許出願が急増している。キーボードを押して文字を入力する従来の携帯端末とは違い、スマートフォンでは、様々なタッチジェスチャーを使って文字を入力する方式が多数出願されているのだ。

※タッチジェスチャーとは、タッチスクリーンに入力するためのタッチ動作を意味し、タッピング(Tapping)、スライディング(sliding, ドラッグ)、つかみ(pinching)など、様々なジェスチャーがある。

韓国特許庁によると、タッチジェスチャーを使った文字入力方式の特許出願は、2006年には4件だったのが徐々に増加して2008年50件、2009年36件、2010年81件、2011年46件に達している。 아이폰 3G が登場した2008年と、ギャラクシーS、アイパッド、カカオトークが登場した2010年に出願件数が急増した<参考資料1>。

タッチジェスチャーを使った文字入力方式の6年間の特許出願を出願人別にみると、内国人が94.9%(223件)と圧倒的に多い。内国人がハングル(韓国語)の独創的な構成原理を活用して文字入力方式を発明し、出願しているのだ。

※タッチジェスチャーを使った文字入力方式の内国人のうち、個人の割合は52.5%(117件、ここ6年間)であり、全体特許出願の内国人のうち、個人の割合は24.8%(2011年)

特許出願されたタッチジェスチャーを使った文字入力方式は、キーボードを効率よく配置して入力ミスを減らす方式と、入力される文字当たりのタッチ数を最小化して入力スピードを高める方式だ。例えば、キーボードに子音だけを配置し、母音は、ドラッグして入力する方式、キーボードのドラッグ方向に沿って基本字から派生される子音を入力する方式、立体的な多面体を回転させることで母音を入力する方式などがある。

韓国特許庁の関係者は、タッチジェスチャーを使った文字入力方式がスマートフォンのアプリケーションなどで常用化しつつあり、この分野の特許出願が急増しているだけに、今後、従来の方式を画期的に改善した文字入力方式が登場する可能性があるという見通しを示した。

<参考資料1> タッチジェスチャーを使った文字入力方式の出願件数

区分 年度	タッチジェスチャーを使った 文字入力方式			文字入力方式の全体		
	内国	外国	合計	内国	外国	合計
2006	3	1	4	200	24	224

2007	17	1	18	262	23	285
2008	48	2	50	286	38	324
2009	33	3	36	258	36	294
2010	79	2	81	302	13	315
2011	43	3	46	234	20	254
合計	223	11	235	1,542	154	1,696
(割合)	(94.9%)	(5.1%)	(100.0%)	(90.9%)	(9.1%)	(100.0%)

6年間、文字入力方式の年平均増加率が2.5%なのに比べ、タッチジェスチャーを使った文字入力方式の年平均増加率は63.0%に達しており、その割合(タッチを活用/文字入力全体)も2006年1.8%から2011年18.1%に大幅増加した。

5-7 海外のバイオヘルス特許情報「一目で」

電子新聞(2012.8.28)

韓国政府が、バイオ医薬品や医療機器の海外特許情報を統合的に提供する「バイオヘルス情報支援システム(KOBICS)」のサービスを開始した。

知識経済部と特許情報振興センターは、28日、ソウルでバイオヘルス企業のグローバル進出支援に向けた特許基盤情報システムの構築課題第1次年度の最終報告及び、KOBICSオープン式を開催した。

知識経済部は、最近の国際特許紛争の激化で特許の重要性が増していることをうけ、昨年9月から特許情報振興センター、韓国バイオ協会、KOTRAと共同で特許をベースにし、各種情報を一括で提供する統合検索システムの構築を進めてきた。

その結果として立ち上げられたKOBICSは、韓国の中小ベンチャー企業が商品の研究開発(R&D)戦略を効率的に確立・推進するために必要な海外主要国の△海外特許情報△臨床と許認可情報△市場・産業情報などを無料で提供するサービスだ。

特許と関連し、記載事項、塩基序列、特許原文などの一般データのみならず、技術の流れ図、ポートフォリオの分析、特許分布図などの分析データを提供し、詳細な条件検索が可能とされている。

特許情報振興センターのチュ・イルテク本部長は、「KOBICSを活用し、バイオ医薬品の研究開発する際に特許情報を事前に調査して重複研究を防ぎ、基盤特許の回避戦略の確立が可能になる。自社の環境に合わせたバイオベター、バイオ新薬など、オーダーメイド型の技術開発支援を行いたい。」と述べた。

KOBICSは、2013年内外に特許が満了する大型バイオ医薬品情報を優先的に提供し、関連バイオシミラー発売を準備している韓国の中小ベンチャー企業を支援する方針だ。

知識経済部は、今年バイオシミラーを皮切りに2016年まで抗体医薬品、ワクチン・注

射用剤、細胞治療剤、遺伝子治療剤の順にデータベース (DB) を構築し、医療機器の場合、2014 年から毎年 10 種類ごとに DB を構築していく計画だ。

知識経済部新産業政策課のキム・ハクド政策官は、「韓国企業の海外進出を支援するため、業界が実質的に求めている情報が持続的にアップデートされるよう、最善を尽くしていきたい。関連業界も政府の取り組みに積極的に意見を呈し、共にグローバルに飛躍できるように努力してもらいたい」と述べた。

<ナム・ドヨン記者>

5-8 特許料などの国外流出が上半期に 5 兆に達する…収支も赤字

電子新聞 (2012. 8. 28)

韓国が外国に支払った上半期の特許権使用料が 43 億ドルを超えた。四半期ベースでは史上最高規模だ。一方、外国からの知的財産権収入額も史上最高値となった。

28 日、韓国の中央銀行に当たる韓国銀行と証券業界の集計によると、今年上半期に「知的財産権などの使用料」として支払われた金額は、43 億 800 万ドル (4 兆 8896 億ウォン) と、前年同期の 37 億 7700 万ドルより 14.1% も増加した。第 1 四半期と第 2 四半期の支払い金額は、それぞれ 24 億 2100 万ドル、18 億 8700 万ドルとなり、昨年下半期から今年上半期までの 1 年間の支払い金額は、78 億 3200 万ドル (8 兆 8893 億ウォン) に達した。

2009 年下半期から今年上半期まで 3 年間の支払い金額は、総額 251 億 5100 万ドル (28 兆 5464 億ウォン) と集計された。

「知的財産権などの使用料」は、国内企業が商標や特許技術などの知的財産権を使用し、国外企業などにその使用料を支払う金額だ。

韓国企業の特許権輸出による輸入も上半期に 20 億 5300 万ドルに達し、上半期では史上最高値となった。しかし、知的財産権関連の収入から支払い金を差し引いた知的財産権収支は、22 億 5500 万ドルと赤字となった。国内企業が商品を生産する際に外国の特許などを多く使用しているためだ。

株式市場でも特許権使用料の支払額が多くなれば、収益から差し引くものであるため、上場会社には悪影響を与えかねない。長期的には、投資や企業の価値が低下し、株価にもマイナスだ。キウム証券リサーチセンターのパク・ヨンチェセンター長は、「ロイヤルティの支払額が増えれば、営業利益の減少につながる。輸出に大きく依存している韓国企業が知的財産権を保護できなくなると、貿易収支はもちろん、企業の収益性も悪化する可能性がある。」と指摘した。

<リュ・ギョンドン記者>

5-9 サムスンとソニー「CIS で対決」

デジタルタイムズ (2012. 8. 29)

スマートフォンのカメラ機能が向上し、CMOS イメージセンサー(CIS)市場でソニーとサムスン電子がしのぎを削っている。サムスン電子は、800 万画素など、高付加価値の製品がスマートフォンに本格的に搭載されたことで、今年初めて CIS の売上高が 10 億ドルを達すると予想されている。この市場の 1 位であるソニーは、スマートフォン専用の高画質カメラが注目されたことで、最近売上高が大幅に増加した。

29 日の市場調査機関アイ・サプライによると、今年上半期のグローバル CIS 市場は、37 億 6500 万ドル規模と、前年同期(29 億 9200 万ドル)に比べ 25.8%成長した。

CIS 市場は、デジタル一眼レフカメラ(DSLR)とスマートフォンなどに搭載されるモバイル市場に分けられる。最近モバイル市場が著しく成長し、CIS 市場は、毎年 20%以上成長している。

昨年 CIS 市場で 1 位となったソニーは、2 年連続首位を維持している。昨年に年間基準売上高が 10 億ドルを突破し、17.4%のシェアを確保したソニーは、今年上半期のモバイル向け製品の割合を拡大し、132.7%という高い伸び率を記録して 27.7%にまでシェアを拡大した。DSLR だけでなく、高画質のスマートフォンが増加し、優れた技術力を持つソニーの製品が注目されたためだ。業界通は、「アップルの 아이폰 4S、サムスン電子のギャラクシー S3 など、最新機種にはソニーの CIS 製品が搭載されたため、それが成長につながった。」とコメントした。

ソニーは、6 月に CIS 生産規模を増やすため、長崎半導体技術センターに 800 億円を投資すると発表した。主要工場ウェハーも 200mm から 300mm に転換する一方、CIS 業界では初めて「シリコン貫通電撃(TSV)」方式を適用、積層技術を通じて生産量を最大化していく計画だ。CIS 事業は、平井一夫 CEO が実績の回復に向けて最も力を入れている事業の一つであり、今秋にスマートフォン向け CIS 新製品を発売し、シェア率をさらに拡大していく計画だ。

サムスン電子もスマートフォンに搭載される 800 万画素の CIS を供給し、シェア率を拡大している。アイ・サプライによると、サムスン電子は、世界 CIS 市場における売上高を基準に昨年 4 位(7 億 7000 万ドル、12.2%)にとどまったが、今年上半期には 12.6%のシェア(4 億 7300 万ドル)を確保し、初めて 2 位となった。アップルなどの競合会社の主力商品が発売される下半期には売上がさらに増えると見られ、今年初めて CIS 市場で 10 億ドル以上の売上を達成できると予想されている。

これまでサムスン電子は、売れ筋のスマートフォンに CIS 製品を集中供給してきたため、数量ベースでは業界 1 位だったが、売上ベースでは 3~4 位となっていた。しかし、最近ではスマートフォンにも高画質の製品が採用され、付加価値が上昇して売上高が急増している。サムスン電子のシステム LSI 事業部でドル箱の役割をしていた CIS 事業が、モバイル AP、ファウンドリに加え、名実ともにサムスンの 3 大ドル箱になったといえる。

サムスン電子に続き、オムニビジョンやシャープ、アプティナなどが後を次いでいる。オムニビジョンは、2010年では16.5%で1位だったが、サムスン電子やソニーなどの競合会社の市場攻略の強化で苦戦を強いられている。業界関係者は、「ソニーは、CISが日本半導体の最後のプライドだと考え、CEOレベルで取り組んでいる。サムスン電子とソニーが本格的に攻略し始め、オムニビジョンやアプティナなどのメーカーは押され気味である。」と述べた。

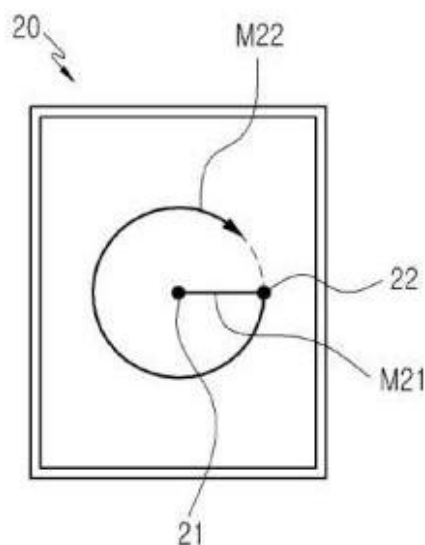
<カン・ステテ記者>

5-10 サムスン、韓国特許庁に登録されている技術が注目

電子新聞(2012.8.31)

米国でサムスン電子が侵害したと評決されたアップルの「マルチタッチ画面拡大 (Zoom)」特許に代わる国内技術があり、注目されている。

韓国特許庁の特許情報検索サービスによると、 아이폰が韓国に発売される直前の2009年9月、ムン・ジュンヒ(27)氏は、アップルの特許を代替できる「ディスプレイ装置の画面の大きさコントロール方式と装置」に関する技術を特許出願した。



<アップルのマルチタッチズームの技術を代替できる「ディスプレイ装置の画面大きさコントロール方式と装置」の技術代表図>

この技術は、3月27日に特許登録された。

ユーザーがスマートフォンの画面に指先や専用ペンで丸を描くとコンテンツが拡大・縮小する技術だ。簡単なタッチで自由に大きさが調整できるため、同じ動作を繰り返す必要がない。

時計方向で丸を描くと画面が縮小し、逆だと拡大する。

アップルの特許とは違い、指1本で丸を描いて画面をコントロールできるため、便利だ。

<キム・インスン記者>

5-11 スマートフォン人気で好調なフレキシブル PCB

韓国特許庁(2012. 8. 31)

韓国特許庁は、スマートフォンの基幹部品であるフレキシブル PCB 分野の特許出願が増加していると発表した。

PCB(Printed Circuit Board: プリント回路基板)は、絶縁基板の上に、電気信号を伝える導体を形成させた電子部品だ。フレキシブル PCB は、延性の良い絶縁基板(主に Polyimide film)の上に銅剥を貼り付け、薄くて柔軟性が良い。従来の PCB では具現できなかった 3 次元配線構造を実現し、電子製品の小型化と軽量化が可能であるうえ、反復屈曲に対し、高い耐久性を持っている。

矢野経済研究所が発表した「世界フレキシブル PCB 産業の現況」によると、韓国の主なフレキシブル PCB 企業の世界市場におけるシェア率は、2008 年 17.7%から毎年成長し、昨年 25.9%となり、2012 年には 30.2%に達するという。とくに、韓国の中小・中堅企業が注目に値する成長を遂げている。

ここ 4 年間、韓国特許庁に提出されたフレキシブル PCB 関連の出願は、2008 年 57 件、2009 年 58 件、2010 年 65 件、2011 年 79 件だった。韓国中小・中堅企業の出願件数は、同期間にそれぞれ 19 件、21 件、25 件、28 件と、毎年徐々に増加しており、大企業よりも活発に行われている(添付 1 を参照)。

規模が急速に拡大しつつあるスマートフォン市場は、PCB 分野に新しい成長エンジンになっており、大企業だけでなく、中小・中堅企業も市場を拡大させる絶好のチャンスとされている。PCB 関連の中小・中堅企業も市場をリードできる基盤特許を確保するため、戦略的な技術開発が求められている。

韓国特許庁は、R&D 特許センターで実施している先端部品・素材産業の IP-R&D 連携戦略の確立支援事業に中小企業も参加できるよう、支援しており、特許マップの作成支援、特許技術の先行技術調査、国内外の出願費用支援など、様々な支援プログラムを運営している。

次のページに韓国知的財産ニュース 2012 年 8 月 (後期) (号外) が続きます。

韓国知的財産ニュース 2012年8月後期

(号外)

発行年月日：2012年9月10日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、8月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等などのうち、アップルとサムスンの知財訴訟ニュースを特別にまとめたものです。

サムスン対アップルの知財訴訟合戦

- 1-1 サムスン、アップルのデザイン特許無力化に大攻勢 (8.16)
- 1-2 コウ・ルーシー裁判官、「麻薬でもしてないと…」 (8.17)
- 1-3 米国裁判所「サムスンもアップルもリスク…合意しろ」 (8.17)
- 1-4 サムスン-アップルの特許訴訟における交渉、最終的に決裂 (8.19)
- 1-5 コウ・ルーシー裁判官、「陪審員評議期間中にはアップデート禁止」 (8.22)
- 1-6 サムスン対アップル、最後弁論、最後まで「三つ巴の戦い」 (8.22)
- 1-7 アップルの弁護士、「サムスンはアップルの大ファンだった」 (8.22)
- 1-8 サムスン、世紀の訴訟合戦で事実上の勝利 (8.24)
- 1-9 サムスンの事実上の勝利 (8.24)
- 1-10 アップルの屈辱…サムスンの標準特許を甘く見て… (8.24)
- 1-11 陪審員「サムスンがアップルのデザインを侵害、10億ドル賠償すべき」 (8.25)
- 1-12 米国における特許訴訟 「嬉しさがこもごも」 (8.25)
- 1-13 アップルによる「無差別的な特許訴訟」の可能性が浮上 (8.26)
- 1-14 アップルのデザイン独占権を認め、議論が広がる (8.26)
- 1-15 サムスン、最後まで「アップルと特許合戦」…控訴審で逆転を狙う (8.26)
- 1-16 非専門家の陪審員「感情的な判断」という限界 (8.26)
- 1-17 [世紀の特許合戦] サムスン電子の3大対応シナリオ (8.26)
- 1-18 [世紀の特許合戦] 韓米の判決が相反した理由は (8.26)
- 1-19 [世紀の特許合戦] 特許合戦、今後はどうなる (8.26)
- 1-20 氣勢が上がったアップル税、韓国アンドロイド形態の脅威になるか (8.26)

- 1-2-1 コウ裁判官、9月20日にサムスン商品の販売差止め審理を行う(8.27)
- 1-2-2 [世紀の特許合戦] 特許合戦、アップル対アンドロイドに拡大(8.27)
- 1-2-3 衝撃的なアップル税、IPリーダは口を揃えて(8.27)
- 1-2-4 ‘キレた’サムスン「アップルは、結局成長を続けられない」(8.27)
- 1-2-5 サムスン、アップルに押されても突破口はある？(8.29)
- 1-2-6 「ギャラクシー3」はなぜ？販売差止め申請しない理由が(8.29)
- 1-2-7 アップル「脱・サムスン部品」始まった(8.31)
- 1-2-8 サムスン、日本での訴訟で勝利(8.31)
- 1-2-9 アップル、勝訴はしたがイメージはダウン「買わない」(8.31)
- 1-3-0 サムスン、アップルに日本でも勝利…「なぜ米国だけ…」(8.31)
- 1-3-1 サムスン電子、日本で勝利…影響は限られる(8.31)
- 1-3-2 日本裁判所、「サムスンは、アップルの特許を侵害しなかった」(8.31)

サムスン対アップルの特許訴訟合戦

1-1 サムスン、アップルのデザイン特許無力化に大攻勢

デジタルタイムズ(2012.8.16)

米国でのサムスンとアップルの特許本案訴訟でサムスンの技術特許に関する審議が行なわれているなか、サムスンは、自社のデザイナーや専門教授などを総動員してアップルの特許侵害主張に反論している。

米国時間の15日、外国メディアによると、サムスン側は、アップルの 아이폰・アイパッドのデザイン特許侵害主張の無力化に焦点を合わせた証人審問を始めたという。

サムスン側の証人として出席したサムスン所属デザイナーの王ジウン氏は、アップルが 아이폰のホームスクリーンデザインをサムスンが模倣したという主張について反論した。該当特許は、305特許で2007年7月、初めて 아이폰が発売された当時に特許登録を推進したものだ。

王氏は、「サムスンのスマートフォンをデザインする過程で、数百人がまともな睡眠時間も取れず一緒に頑張るって開発に没頭した結果、健康を損ね、赤ちゃんに乳を吸わせることもできなかった」と証言した。特にアップルのホームスクリーンについて「当時、AMOLEDのLCDに花の画像が入った壁紙があったので、それをアイコンにしようという結論を出した」と述べた。

証人として出席した Modu のCTOであるアイタイ・シャーマン氏は、 아이폰より先に発売された日本の商品2つと韓国の商品2つなど、先行技術4つを例に挙げ、 아이폰とアイパッドのデザイン特許が独創的でないと主張した。商品の外見は全て丸いコ

ーナーと中央に位置したスクリーンに構成されている。

これに続き、サムスンは、逆にアップルがサムスンの UI(ユーザー・インターフェース)関連特許を侵害したことの証明に集中した。ここで採択された証人は、ハーバード大学電気工学科のウッドワード・ヤン教授、マリーランド大学コンピューター工学科のベンジャミンバサーソン教授、サークル 12 のアダムヴォーグ最高経営責任者(CEO)などだ。

ヤン教授は、アップルが電子メールでメッセージと画像を送信する技術、写真を指でめくるスクローリングなどの技術を侵害したと指摘した。

ヴォーグ氏は、自分がアップルより先に開発した「ダイヤモンドタッチテーブル」というプロジェクション基盤タッチスクリーン端末を使ってイメージと動画を試演し、アップルの「ピンチトウズーム」(Pinch-to-Zoom)の無効さを強調した。

バサーソン教授も携帯端末画面の一部を 3 段階に拡大・縮小するアプリケーション「ロンチタイトル」を試演し、アップルよりも早い 2004 年にマイクロソフト(MS)のポケット PC モバイルに搭載されたと説明した。

<金ユジョン記者>

1-2 コウ・ルーシー裁判官、「麻薬でもしてないと…」

デジタルタイムズ(2012. 8. 17)

サムスンとアップルの特許訴訟を担当している米カリフォルニア北部地方裁判所のコウ裁判官がアップルの無理な証人要請に対し不満の声を上げた。コウ裁判官は、罰金を貸すこともあり得ると警告した。

米国時間の 16 日、主な外国メディアは、米カリフォルニア州北部地方裁判所のコウ裁判官が、22 人の証人要請を追加提出したアップルの弁護士に「麻薬でもしてないと、これらの証人を全て召還できるはずがないことは分かっているのではないか」と感情的な発言を行ったと報じた。

この日アップルは、75 ページに及ぶ主要弁論資料を追加提出した。17 日の最後審理が残っている状況でアップルは、まだ証言を聞くべき証人が大勢いると主張している。

コウ裁判官は、アップルに対し、「私に今夜 75 ページに及ぶ資料を検討しろと言っているのか。弁論時間が 4 時間も残ってないのに、麻薬でもしていないとこの 22 人を全員償還できないことは分かっているはずだ」と述べた。

その後、「資料を検討して現実的に召喚する証人がいない場合には、罰金を科すこともあり得る」と警告した。

<金ユジョン記者>

1-3 米国裁判所「サムスンもアップルもリスク…合意しろ」

デジタルタイムズ(2012. 8. 17)

サムスンとアップルの特許侵害本案訴訟が山場に差し掛かっているなか、米国裁判所が両社の最高経営責任者(CEO)間での合意を再勧告した。しかし、こうした裁判所の決定に両社ともに懐疑的に反応を示しており、米国裁判所は仲裁に失敗する可能性が大きくなっている。

米国時間の15日、サンノゼ連邦裁判所のコウ・ルーシー裁判官は、公判が始まる直前、両側の弁護士にサムスンとアップルのCEOの間でもう1度電話による交渉を通報した。

コウ裁判官は、「両社にリスクとなっているので、少なくとももう1度は交渉を試みる価値はある。今回の裁判を通じて両社が保有している特許権の重要性を知らしめたかったのなら、そのメッセージは十分に伝わっている」とコメントした。訴訟を通じて両社が提示しようとした特許権を十分に知らせたため、今は両社が合意する時期だということだ。

コウ裁判官のこうした勧告決定は、陪審員評決を2週間前に控えている状況で負担を感じたためだと分析できる。コウ裁判官は4月と7月にも両社のCEOに合意を勧告したが、これといった成果は上げられず、激しい攻防だけが繰り返されている。

アップルとサムスンの弁護団は、コウ裁判官の勧告を尊重するという姿勢だ。しかし、陪審員評決が迫っている状況で、両社とも大きな意味として受け入れてはいない。

業界は、コウ裁判官の勧告は、これまでもあったことであり、合意で両側のリスクを最小限に止めようとする日常的なことだと受け止めている。コウ裁判官の勧告決定で両社のCEO間の会話は、もう1度行なわれるが、「特別な変化はない」という見方が多い。

両側ともに、今回の本案訴訟で敗訴した場合、提訴して勝負を覆したいと戦いの姿勢を示しているのだ。

<金コジョン記者>

1-4 サムスン - アップルの特許訴訟における交渉、最終的に決裂

デジタルタイムズ(2012. 8. 19)

サムスンとアップルの間で繰り返されている特許訴訟合戦が米国裁判所による最後の仲裁努力にもかかわらず、最終的に決裂した。したがって、米国時間の21日に予定されている陪審員評決によってサムスン対アップルの勝者が決められる。米国における陪審員評決に続き、24日には韓国裁判所の1次判決も予告されているため、今週中にサムスンとアップルの特許訴訟合戦のピリオドが打たれると予想されている。

しかし、アンドロイドの代表者グーグルの傘下にあるモトローラがアップルを提起したため、グーグル対アップルによる第2ラウンドが始まると見込まれている。

米国時間の18日、ブルムバーグなどの主要外国メディアは、アップルとサムスンが土壇場で交渉を行ない、17日にサムスン側の最後証人であるウッドワードに対するアップ

ルの反対審問を最後に、それぞれ 25 時間ずつ、50 時間にいたる審問をすべて終えた。

米国カリフォルニアのコウ・ルーシー裁判官は、米国時間の 16 日、アップルとサムスンの評決が行なわれる前、両社に合意を命令したが、両社ともに特許権侵害を認めておらず、特許ロイヤルティの金額の差もより広がったと伝えられている。

結局、サムスンとアップルの特許訴訟は、米国時間で 21 日から米カリフォルニア北部地方裁判所で行なわれる陪審員評決でその結果がはっきりとなる見通しだ。両社の弁護団が陪審員への最後弁論などの手続きを終えると最終評決は韓国時間 24 日か 25 日に出される予定だ。

陪審員評決を 1 週間前に控えている現時点で、米国でも未だ判決の輪郭がはっきりされていない。現在ではコウ裁判官が最後まで両側の合意を要請したことや、交渉に不誠実に応じている両社に警告したことから、一方的に勝利する展開にはならないという見方が力を得ている。

特に、17 日にコウ裁判官がアイパッドのデザイン特許が無効であることを立証するためにサムスンが証拠として提出した「タブレット PC の原型」資料を証拠資料として採択したので、サムスンに有利になるのではないかという声もある。しかし、米国の陪審員制度の特性上、評決結果を断言することはできない。

専門家は、米国で陪審員による評決結果が 24 日予定されている韓国での判決にも大きく影響するという見方を示している。ソウル中央地裁民事 11 部は、当初 10 日にサムスン電子とアップルがお互い提起した特許権侵害禁止請求訴訟などについての宣告公判を開く予定だったが、「最終的に検討し、判決文を見直す時間が必要だ」として宣告公判を 24 日に見送った。

韓国と米国におけるアップルのサムスンの訴訟合戦がいよいよ山場に向かっているが、両社の特許合戦はさらに激化する兆しが見えている。サムスンとアップル両社ともに敗訴した場合、最後まで控訴する構えを示しているうえ、アンドロイドの代表者グーグルがアップルを相手に直接訴訟を提起して反撃に乗り出したのだ。アップル対サムスンの特許訴訟合戦から始まった攻防が、スマートフォンのプラットフォーム代表者 2 社が本格的な全面戦に入ると見られている。

一方、グーグルは、現地時間の 18 日、アップルが自社製品に採用している音声検索プログラム「シリ」、位置確認機能などが自社特許 7 件を侵害したとしてアップルを米国国際貿易委員会 (ITC) に提訴した。モトローラは、アップルが自社特許を侵害したことが確認されれば、アップルの 아이폰・アイパッドなどの米国内輸入を停止すべきだと主張している。アンドロイドの代表者グーグルが直接アップルとの全面戦に取りかかったのは初めてだ。

<金ユジョン記者>

デジタルタイムズ(2012. 8. 22)

サムスンとアップルの米国における特許訴訟を担当しているコウ・ルーシー裁判官が陪審員の評議期間中には、陪審員の判断のため、提出された両社商品のアップデートを禁止した。

米国時間の 21 日、IT 専門メディア SlashGear などによると、この日、コウ・ルーシー裁判官は、陪審員に対し、証拠として提出されたサムスンとアップルの商品を利用することはできるが、アップデートは一切容認しないと述べた。「アップデート禁止項目」には、アプリケーションのダウンロードも含まれている。

外国メディアは、コウ裁判官がこのように要請したのは、例えアプリをダウンロードした場合、端末の形と作動方式を変え、公正な評議を妨げる可能性があるためだと分析した。

PC ワールドは、陪審員に提供されていたシムカード (SIM Card) も許容されなかったと報じた。ただ、Wi-Fi を通じてのインターネットの接続は許容された。

現在までサムスンとアップルの弁護士は、最後の弁論を終えており、その後の裁判は陪審員の手に渡される。各メディアは、陪審員の評決にまで長い時間がかかると予想した。

<金ユジョン記者>

1-6 サムスン対アップル、最後弁論、最後まで「三つ巴の戦い」

デジタルタイムズ(2012. 8. 22)

米国時間の 21 日、米国カリフォルニア裁判所で行なわれたサムスンとアップルの最後弁論(closing argument)でも両社は、一歩も譲らない接戦を演出した。

主要外国メディアは、この日、消費者が各商品を混同し、勘違いしたまま購入する可能性があるかどうかについて最後弁論を始めたと報じた。

アップル側の弁護士は、「一般の人ならサムスンとアップル商品の差を認識できず、サムスン商品をアップルの商品だと勘違いして購入する可能性がある」と主張した。彼は、ベストバイ調査の例を挙げながら、多数の消費者が「ギャラクシー Tab」をアイパッドと混同して購入したと述べた。

これに対し、サムスン側の弁護士は、「スマートフォンやタブレット PC は、高価な商品であるため、消費者は、ミスでもしない限り、購入する前に多くの情報を見比べてから選択する」と反論した。

アップルが主張しているデザイン特許についても両社の主張は大きく食い違っていた。アップルは、iPhone のデザインには明確で機能的な要素を盛り込まれていると主張した一方、サムスンは、「アップルが長方形を発明したわけではない」と批判した。アップルのデザインが一般的で先行的な技術であるだけに、アップルが主張しているように

アップルだけのデザインではないということだ。サムスは、特に機能的な特許としてのサムスのUI、アンドロイド起動などを例に挙げ、アップルの主張しているデザイン特許とは「はっきりと区別できる」と主張した。

最大の争点である損害賠償額についても両側は、異見を狭めることができなかった。アップルは、4つの損害賠償のシナリオを提示し、最大24億8100万ドルから最低5億1900万ドルを損害賠償額として提示した。一方、サムスは、特許侵害事実を最後まで否定し、アップルが要求していた損害賠償額27億5000万ドルはあり得ないと主張した。

<金ユジョン記者>

1-7 アップルの弁護士、「サムスはアップルの大ファンだった」

デジタルタイムズ(2012.8.22)

「サムスン電子は、iPhoneの大ファン(biggest fan)だった。サムスン電子は(Aiフォンと)競争できなくなると模倣を選択した。」(アップル側の弁護士)

「アップルが訴訟を提起した理由は、‘競争’ではなく、‘独占’を狙っているからだ。巨大メーカーが特許で競争を妨げる市場が果たして望ましいと言えるのか」(サムスン側の弁護士)

サムスン電子とアップルが米国時間21日、米国サンノゼ所在のカリフォルニア北部地方裁判所で最後弁論を行ない、最後の攻防を繰り広げた。アップルは、サムスン電子がiPhoneのデザインを模倣して巨額の利益を侵害したと主張した。サムスン電子は、アップルが一般的なデザインについて独占権を主張しているとし、特許侵害の根拠がないと反論した。スマートフォンを越え、世界情報通信技術(ICT)市場の最大の変数として浮上した両社の訴訟合戦米国編は、いよいよ最終判決だけが残っている。

◇アップル「米国特許システムを守ろう」=アップルは、予想通り感性的なことを訴え、米国的な価値を強調した最後弁論を行なった。定規で測ったような基準を示し難いデザインの特徴を踏まえ、米国経済と感性的な面を押し立てた。アップルの弁護士は、「シリコンバレーが投資を続け、雇用を維持していくためには、こうした投資が保護されるべきだ。」と強調した。彼は、陪審員に「アップルのための判決を下せば、米国特許システムは一層強化することができる」と述べた。

アップルは、スティーブ・ジョブズ氏の映像と米国のタイムズ紙カバーストーリーに載せられたiPhoneの写真を陪審員に見せて感性的な面も強調した。弁護士は、「サムスン電子がiPhoneの全てを模倣した」と主張した。

アップルは、これまでサムスン電子の主要役員が裁判所に出席しなかったことも問題視した。役員が直接出席して説明をしたアップルとは違い、サムスン電子が弁護士を代理出席させたのは、訴訟に負担を感じたためだと攻撃した。裁判が米国で行なわれたことを考えれば、多少無理のある主張だ。

◇サムスン「アップルではなく、米国を見てほしい」＝アップルの攻撃を予想していたかのように、サムスン電子も米国的な価値を主張して反論した。サムスン側の弁護士は、陪審員の選択が米国市場の競争環境の保護につながると説得した。

彼は、「(米国が)競争が活発に行なわれる国になるか、特許という武器で武装した巨大メーカーが競争を妨害する国になるのかは、陪審員の手にかかっている」と強調した。米国企業であるアップルを保護するのではなく、サムスンに有利な判決を下すことが米国の産業環境を改善させるきっかけになるという意味だ。

サムスン電子は、デザイン侵害主張にも反論を強めた。サムスンは、「携帯電話の発展過程において類似な形でデザインが発展していくのは当然だ。実際に、消費者は、サムスンとアップルの商品を選ぶ際に紛らわしく思わなかった。」と反論した。弁護士は、「アップルが正当な市場競争を妨害している」と改めて強調し、「アップルの独占権主張が消費者の被害につながる」と攻撃した。

◇残りの手続きは＝両社の最後弁論が終わったため、陪審員団は、世紀の訴訟合戦で誰に軍配を上げるか、検討作業に入った。

裁判を主宰したコウ・ルーシー裁判官は、両社の最後弁論が終わった後、評決指針を発表した。100 ページに及ぶ指針を読み上げるだけで 2 時間がかかった。休憩を取るほどだった。

陪審員団は、数十項目に対する意見を整理して裁判官に提出しなければならない。この時間がどれほどかかるかは予測できない。裁判所がこれまで裁判の日程を速めに進めてきたため、今週中に判決が下されるという見方と、膨大な検討項目と難しい内容によって来週に見送られるという見方が交差した。

<李ホジュン記者>

1-8 サムスン、世紀の訴訟合戦で事実上の勝利

デジタルタイムズ(2012. 8. 24)

サムスン電子とアップルが韓国裁判所で繰り広げてきた初の訴訟で、サムスンが事実上勝利した。裁判所は、アップルがサムスンの通信技術特許 2 件を、サムスンはアップルのバウンスバック特許をそれぞれ侵害したと判断した。したがって、アップルの 아이폰 4、サムスン電子のギャラクシー S2 などに販売禁止命令が下された。

結局、アップルのデザイン特許侵害主張は棄却されたうえ、侵害が認められた部分も新製品では採用していない機能だが、携帯電話端末の生産に不可欠なサムスンの通信技術の特許侵害主張は、大半受け入れられたため、サムスンに軍配が上がったと評価されている。

ソウル中央地方裁判所の民事合意 11 部(ペ・ジュンヒョン部長判事)は、24 日、サムスン電子がアップルを相手に提訴した特許侵害禁止請求訴訟で、アップルが 2 件の特許

を侵害した事実が認められるとして原告の一部勝訴判決を言い渡した。そして、1 件当たり 2000 万ウォンの賠償支払いと 아이폰 3GS と 아이폰 4、アイパッド 1、アイパッド 2 などの関連商品の販売禁止及び廃棄処分を命令した。現在販売されている 아이폰 4S と アイパッド 3 は除外された。

裁判部は、「サムスン電子が侵害したと主張する自社特許 5 件のうち、アップルが CDMA 通信システム関連の 975 特許、移動通信システム関連の 900 特許を侵害した事実が認められる。」と述べた。裁判部はまた、「サムスン電子が特許に対してフランド (FRAND) 宣言をした後、アップルを提訴したことが真意真実の原則に反するものや社会秩序に反するものだとは言い切れないため、権利濫用に該当するとも言えない」と述べた。

フランドとは、「公正かつ合理的で非差別的な (Fair, Reasonable And Non-Discriminatory)」の略語で、特許がないメーカーが適正な特許使用料を支払い、標準特許で製品を開発する権利を意味する。

裁判部は、「サムスン電子が訴訟を通じて市場での独占を維持・強化する狙いがある、又は、著しく差別的な値段などの不公正な条件をアップルに提示したとは言えないため、公正取引法に違反すると見なす根拠もない」と強調した。

しかし、裁判部は、アップルの反訴にもサムスンがアップルの特許 1 件を侵害したとして原告の一部勝訴判決を言い渡した。したがって、裁判部は、サムスンに対し「2500 万ウォンのアップルへの賠償と、ギャラクシー S2 商品などの販売禁止及び廃棄処分」を命令した。

裁判部が特許侵害を認めた部分は、アップルのインターフェース関連特許 (バウンスバック・120 特許) で、アップルが訴訟で主に主張してきたデザイン特許侵害は全て却下された。バウンスバックは、指で端末画面をタッチしてスクロールする際、わずかに跳ね返ったように見せてそれ以上はスクロールできないことを示す技術で、現在サムスンの新製品には採用されていない。

サムスン電子は、昨年 4 月にアップルの 아이폰・アイパッドがデータ分割伝送などに関する特許を侵害したとしてソウル中央地裁に訴訟を提起した。その 2 ヶ月後の 6 月にアップルが同裁判所に「サムスン電子のスマートフォンとタブレット PC が自社のデザイン特許とユーザー・インターフェース (UI) 特許を勝手に使用した」として反訴した。

<金ユジョン記者>

1-9 サムスンの事実上の勝利

デジタルタイムズ (2012. 8. 24)

ソウル中央地方裁判所 (民事 11 部) は、サムスン電子が 1 件、アップルが 2 件の特許を侵害したと判決し、両社の該当商品に対して製造・販売禁止、廃棄を命令した。特許専門家は、韓国裁判所の判決内容を分析すると、サムスン電子の完勝だと評価した。

李チャンフン特許法人のアジュ・ヤンホン弁護士は、「アップルが主張したデザイン特許侵害などは1つも認められなかったうえ、サムスン電子が侵害したバウンスバック UI 特許は、ソフトウェア的に迂回が可能のため、影響は大きくないだろう。一方、サムスン電子が主張した通信標準特許の侵害は2件も認められたが、アップルの特許消尽論やデザイン特許は認められなかった。」と述べた。

◇サムスン電子の防御に成功＝ソウル中央地裁は、今回の判決で、アップルが強く主張してきたデザイン特許侵害と不正競争防止法の違反を認めなかった。ソフトウェア的に迂回できる UI 関連特許「バウンスバック」の侵害を一部認めただけだ。

ペ・ジュンヒョン部長判事は、「タッチスクリーンを採用している移動通信端末の正面デザインは、デザイン変形の余地が限られているうえ、消費者はちょっとした変形からも違う審美感を感じる。アップルのデザインと構成要素はとても単純だが、サムスン電子のギャラクシースマートフォンは、正面下段ボタンの形、個数、側面の曲線、カメラのデザインなどが異なっている。」と説明した。ペ判事は、「消費者が移動通信端末を購入する際、見た目だけではなく、OS や性能、商標、作動方法、アプリケーション、価格、AS、互換性など、様々な要素を総合的に考慮する。消費者がアップルとサムスン電子の商品を混同する可能性はないため、アップルの不正競争行為の主張は認められない」と述べた。

◇両社の被害は制限的＝今回の判決で、サムスン電子は、ギャラクシーS、ギャラクシーTab、ギャラクシーTab 10.1 など12の商品を、アップルはアイフォン3GS、アイパッド1, 2の韓国内における販売が禁止された。また、これらの商品は製造できず、半製品を廃棄しなければならない。しかし、今回の裁判の対象になったモデルが旧型商品であるため、直ちに市場を与える影響は大きくないとみられている。

韓国市場においてのサムスンの主力商品は、ギャラクシーS3であり、アップルはアイフォン4Sだが、これらの商品は含まれていない。また、米国とは異なり損害賠償額も少ない。アップルとサムスン電子は、それぞれ相手企業に4000万ウォンと2500万ウォンの損害賠償の支払いを命じられた。

裁判所は、今日の判決についての仮執行を宣告したが、両社が執行停止を申請する可能性が高い。両社ともに今日の本案訴訟判決に不服し、控訴するとみられ、直ちに損害賠償を支払うことはないと予想されている。

<金インスン記者>

1-10 アップルの屈辱…サムスンの標準特許を甘く見て…

デジタルタイムズ(2012. 8. 24)

サムスン対アップルの韓国における特許訴訟は、事実上のサムスンの勝利となった。アップルの主な主張だったデザイン特許権の大半が認められず、「フランド規約」について

でもアップルの主張は通じなかった。

ソウル地方裁判所で 24 日開かれたサムスンとアップルの特許訴訟の公判では、サムスンとアップルの関係者や取材陣約 100 人と大勢の人が寄せ押せてきた。前日までサムスンとアップルの弁護士は、最終判決のシナリオに備えた対応策を講じていた。

裁判部は、サムスン側がアップルを相手に昨年提起した特許侵害訴訟についての判決を先に下した。この日、判決の背景を説明する過程で、裁判部は、アップルがサムスンの標準特許の価値を軽く見ているという認識を示した。

担当裁判官は、「アップルがサムスン電子の標準特許の価値を見下している。最初、サムスン電子に提案したロイヤルティの水準も業界の一般的水準に比べ低い。」と述べた。

また、裁判部は、「サムスン電子は、防御的な性格で訴訟を提起したと見られ、市場の取引秩序を乱したとは見なし難いうえ、訴訟提起が特許の濫用でもない」と判決した。

特に、「サムスン電子が特許についてフランド (FRAND) 宣言したあと、アップルに訴訟を提起したことが真意誠実の原則に違反するか、社会秩序に反するものとは言い切れないため、権利濫用に該当するとも言い難い」と補足した。

フランド規約とは、「公正かつ合理的で非差別的な (Fair, Reasonable And Non-Discriminatory)」の略語で、特許がないメーカーが適切な特許使用料を支払い、標準特許で製品を作り上げる権利を意味する。

裁判部はまた、「サムスン電子が訴訟を通じて市場での独占を維持・強化する目的があったか、著しく差別的な価格など、不公正な条件をアップルに提示したとも見なし難いため、公正取引法を違反したと見なす根拠もない」と強調した。

<金ユジョン記者>

1-11 陪審員「サムスンがアップルのデザインを侵害、10 億ドル賠償すべき」

デジタルタイムズ(2012. 8. 25)

サムスンとアップルの特許訴訟でアップルがホームの米国で圧勝した。米国の陪審員は、デザイン特許侵害など、アップルが求めた大半の内容を認めたのに対し、サムスンが求めた特許通信は退けた。陪審団は、サムスンが 10 億 5185 万ドル、ウォンで 1 兆 200 億ウォンにのぼる巨額の賠償金をアップルに支払うことを命じた。

米国時間の 24 日、米カリフォルニア州北部地方裁判所で 9 人の陪審員は、全会一致で決定された評決をコウ・ルーシー裁判官に渡した。コウ裁判官は、両側の弁護人が出席しているなか、それを発表した。陪審員は、まず、サムスンがアップルのバウンス・バック特許を、一部の商品においてスクロール、マルチタッチ・ズーム、ナビゲートの特許を侵害したと判断した。バウンス・バックは、画面端部までスクロールさせた際、少し画面をスクロールアップする機能であり、スクロールは、指で写真を速いスピードでめくる機能だ。そして、マルチタッチ・ズームは、2 本の指で画面を拡大・縮小する機

能を意味する。それに加えて、サムスンのスマートフォンとタブレット PC の一部商品について黒色の表面と表面のベゼル、アイコンなどのデザイン特許 3 件も侵害したと述べた。ただ、「ギャラクシー Tab10.1」は、「アイパッド」のデザインを侵害していないと判断した。陪審員は、「サムスンが少なくとも 5 件の特許を意図的に侵害した」と指摘した。

陪審員は、このような特許侵害により、サムスンがアップルに 10 億 5185 万ドルの賠償金を支払うべきであるとした。一方、陪審員は、サムスンが主張した移動通信標準関連の特許とモバイル機能関連の特許を、アップルは侵害していないと判断した。そのため、アップルがサムスンに賠償する必要もないと述べた。米国裁判部は、こうした陪審員評決を受け、1 ヶ月内に公式の判決を言い渡すとみられる。米国の陪審制度では、裁判部が陪審員評決を覆すことは得難いという。

この日、陪審員の評決は、韓国裁判所が前日、サムスンの特許技術侵害を一部認め、アップルが求めたデザイン特許を全て退けた内容とは正反対のものとなっている。結局、サムスンとアップルのホームである韓国と米国で行なわれた特許訴訟は、各国の裁判所が自国企業に軍配を上げた形となった。

今後、韓国と米国での特許訴訟の結果が現在、イギリスや日本、ドイツなど、9 カ国・地域で同時進行している特許訴訟にどのような影響を与えるかに注目が集められるだろう。

<金ユジョン記者>

1-12 米国における特許訴訟 「嬉しさ・悲しさがこもこも」

デジタルタイムズ(2012. 8. 25)

サムスン「今回の評決は、消費者の選択権を制限し、業界のイノベーションを妨げる」
アップル「陪審員の評決は、‘人のモノを盗んではいけない’ことを明確に示した」
サムスンとアップルの米国における特許訴訟がアップルの圧勝に終わり、サムスンとアップルは「喜悲こもこも」だった。

サムスンは、公式的なコメントを通じて陪審員の評決は、受け入れ難いという立場を示した。

サムスンは、「今回の評決は、消費者の選択権を制限し、業界のイノベーションを妨げることになる。商品の価格を押し上げるなど、消費者と市場にデメリットとなり、グローバル IT 業界の発展に悪影響を与える。」と述べた。

さらに、「角が丸い長方形のようなデザインの特徴は、アップルがはじめてデザインしたわけではなく、1 企業が独占できるものではない。アップルが主張する常用特許の多くもアップル商品が発売される前にすでに先行技術として存在していた。」と従来の主張を貫いた。

今回の評決を受け、今後の商品供給についてサムスン電子は、「グローバル無線通信分

野のリーダーとして当社の革新的な商品を米国消費者に差し支えなく供給できるよう、あらゆる法的措置をとっていく構え」だとコメントした。

一方、サムスンとアップルの米国における特許訴訟が終わった直後、アップルの最高経営責任者(CEO)ティーム・クックは、アップルの社員にメッセージを送り、勝利を祝った。

そのメッセージでクック氏は、「裁判で提出された膨大な証拠は、我々が知っている以上にサムスンの模倣が多かったことを示した。我々は、我々の顧客のために商品を作ったのであって、競合会社のコピーのために作ったわけではない。」と述べた。

さらに、「サムスンの意図的なコピーを探り出し、盗むことは正しくないという明確なメッセージを出した裁判所に拍手を送る。」ともコメントした。

米国カリフォルニア州北部地方裁判所で9人に構成された陪審員が評決により、協議に入ったわずか22時間後にアップルの主張を一方向的に認める、予想外の結果となった。

今回の訴訟の最大争点と予想されていたデザイン特許部門でアップルは圧勝した。

アップルは、デザイン関連の賠償額を1台当たり24ドルに策定したが、他の特許は1台当たり2~3ドルに決め、結局、デザイン侵害が今回訴訟のポイントだった。

アップルが提起した4件のデザイン特許と関連し、タブレットPCである「ギャラクシーTab」がアイパットの「角丸長方形」のデザイン特許を侵害しているとの主張は棄却された。

陪審員は、アップルの主張を大半受け入れた形となる。

<金ユジョン記者>

1-13 アップルによる「無差別的な特許訴訟」の可能性が浮上

デジタルタイムズ(2012.8.26)

■ サムスン対アップルの米国陪審員の評決の影響

米国の陪審員がアップルの一方向的なデザイン独占権を認めたことで、スマートフォン業界の脅威となるという懸念の声が高まっている。アップルは、サムスンの関連商品について販売の永久差し止めを申請したと知られている。他のメーカーにも「無差別的な特許訴訟」を提起するとみられ、関連業界に大困難を引き起こしかねないということだ。

◆ 「角丸長方形はアップルが創造(?)」 =アップルのデザイン独占権を認定 =サムスン対アップルの特許訴訟で米国の陪審員は、アップルが主張する全てのデザイン、特許権を認めた。画面端部までスクロールさせた際、少し画面をスクロールアップする機能のバウンスバック、マルチタッチ・ズームなどの機能をはじめ、アイフォンの表デザインとベゼル、アイコンの配列などの6件だ。問題となった角丸長方形、角丸四角形のアプリケーションの形など、ユーザーに馴染まれているスマートフォン端末のデザインも全てアップル固有の独占的権利となった。

その反面、陪審員団は、サムスンが提起した通信特許技術は完全に無視した。陪審員団が感情的にアプローチできるデザイン特許部門で善と悪を区別した一方で、サムスン側が求めた通信技術特許は、事実上、無視した可能性が高い。こうした結果は、陪審員団が要請した賠償額を見ると明らかだ。陪審員は、サムスンがアップルのデザイン特許を侵害した補償金として10億ドルの超える賠償金を要求し、一方、アップルがサムスンに支払う補償金は全くないという極端な決定を下したのだ。

◆陪審員の評決ミスも提起 - 「競争そのものを脅かした」 = グローバル法律専門サイトや外国メディアは、陪審員評決の信頼性と充実性、公正性に対し、批判の声を高めている。今回の評決に決定的な役割をした陪審員は、女性2人、男性7人で構成された9人だ。

イギリスのガーディアン紙の Dan Gillmor 記者は、「陪審員は、たった2日で100ページに及ぶ膨大で複雑な事件を評決した。それは、陪審員が法廷に入場する時から既に決定していたことを意味する。」と指摘した。また、「陪審員は、陪審員室で大半の時間を20ページの様式を埋めることに費やしたに違いない。全てにおいてアップルの要請を認めた。」と批判した。また、Charles Arthur 記者は、「米国でオラクルがグーグルを相手にアンドロイドモバイルOSが自社の特許を侵害したとして提起した訴訟で、陪審員は、2週間にわたってグーグルが広範囲に無罪だという評決を出した」として、陪審員の評決の充実性に疑問を提起した。

IT 専門ウェブサイトの「The Verge」は、陪審員の評決様式を分析した結果、陪審員自らがアップルの特許を侵害していないと判定した「ギャラクシー Tab10.1 LTE」に220万ドル、インターセプトに200万ドル以上の賠償額を記載するミスを犯したと報じた。

陪審員が海外のメディアとインタビューを行うにつれ、こうした矛盾が明らかにされている。陪審員の1人は、C・net とのインタビューで、サムスンの主な主張の一つだった「先行技術」についての議論は、結論を出し難いという理由で、結論を出さないまま、「ないと仮定して」アップルのデザイン権侵害を判断したと述べた。

このように、問題が明らかになりつつある陪審員の判決がスマートフォン業界にマイナスの影響を与えるということにも多くの専門家は懸念を示している。角丸長方形をはじめ、広範囲なスマートフォン端末のデザインをアップルが独占的に所有することで、直ちに他のスマートフォンメーカーの米国内の販売が委縮しかねないということだ。

グローバル法律専門ウェブサイトの Groklaw は、米国バージニア州法科大学院の Michael Risch 教授の言葉を引用しながら、「米国のデザイン特許法が壊れた」として「本事件は、最高裁で扱われるべきだ」と報じた。ある外国メディアは、「未曾有の独占企業を誕生させたアップルの訴訟で、我々は、サムスンや他のメーカーのモバイル商品が輸入禁止されることを目撃することになる。たとえ、それが現実のものになったら、結局は、テクノロジーマーケットの`競争` そのものが脅かされるだろう。」と指摘した。

< 朴ジソン・金ユジョン記者 >

1-14 アップルのデザイン独占権を認め、議論が広がる

デジタルタイムズ(2012. 8. 26)

米国の陪審員が米国時間の 24 日、サムスンとアップル間で繰り広げられてきた特許合戦において、アップルの一方的な勝利を宣言して衝撃を与えている。「角丸長方形」をはじめ、アップルが求めたデザイン権特許権をすべて認める一方、サムスンの通信特許技術は、1 つも認めなかった。米国でのこうした評決は、イギリスやドイツ、オランダはもちろん、韓国の判決とは相反する内容であり、議論が広がっている。サムスン電子は、陪審員の評決に納得がいかないとして、判決と結論が同じである場合、直ちに控訴する計画だという姿勢を明らかにした。

米国カリフォルニア州のサンノゼ裁判所のコウ・ルーシー裁判官は、この日、9 人の陪審員から全会一致で合意された評決内容を渡され、発表した。陪審員団は、サムスン電子がアップルのデザインとソフトウェア関連特許を侵害したとして 10 億 4939 万ドル (1 兆 2000 億ウォン) の賠償金をアップルに支払うことを命じた。

陪審員団は、サムスン電子の「ギャラクシーS」、「ギャラクシーS2」、「ギャラクシー・ネクサス」などのスマートフォンが、画面端部までスクロールさせた際、少し画面をスクロールアップする機能(スクリーンバウンスバック)、スクロールやマルチタッチ・ズーム、ナビゲート関連特許を侵害したと判断した。一部の商品については、黒色の表側と表のベゼル、アイコンなどのデザイン特許 3 件も侵害したと補足した。ただ、「ギャラクシー・Tab10. 1」は、アイパッドのデザイン特許を侵害していないと判断した。

一方、陪審員は、サムスンが提起した移動通信標準と各種のモバイル特許技術については、アップルが特許を侵害していないため、アップルがサムスンに支払う賠償金は全くないと評決した。コウ裁判官は、陪審員の評決に基づき、1 か月以内に確定判決を言い渡すことになる。しかし、米国裁判の特徴上、評決が覆る可能性はほぼ「ゼロ」に近い。

そのため、技術独占主義と保護貿易主義など、IT 産業界に悪影響を及ぼしかねないと思われる。特に、アップルとアンドロイド間、世界スマートフォン生態系へのダメージは避けられない。

この日、米国陪審員の評決が韓国と欧州での判決に比べ、アップルのデザイン独占権を全面的に認めてしまったということで大きな議論となっている。特に、サムスン電子の一部商品に対し侵害したものの主張がなされている「角丸長方形」デザインと、マルチタッチ技術は、市場に出されているスマートフォンの大半が採用しているため、アップルの特許権独占は認めるべきではないというのが一般的な見方だ。サムスン電子はもちろん、欧州のメディアも今回の判決を批判した。競争を通じて発展していくべき「ス

「スマート生態系の革新」が陪審員の評決で後戻りしてしまうという懸念を示したのだ。

米スタンフォード大学のマーク・レムリー (Mark A. Lemley) 教授は、「市場に根差したアンドロイドスマートフォンの生態系のエンジンを喪失させるほどの強力な販売差止め命令が下されるかが重要」との懸念を表明した。イギリスのガーディアン紙も「今回の評決における最大の敗者は、技術市場そのものである」と述べた。比較的アップル寄りだったウォール・ストリート・ジャーナルも「アップルの勝利は、アンドロイド OS を採用しているスマートフォン業界全体に脅威となる」と懸念を表明した。

一方、ソウル地方裁判所は、米国で評決がなされる前日の 24 日、アップルの 아이폰 と アイパッド がサムスン電子の通信特許 2 件を侵害したと認めたが、アップルが求めたデザイン特許権の侵害は全て退けた。今回の判決でアップルは、韓国で 아이폰、アイパッドシリーズを販売するためには、通信特許権を持つサムスンと交渉を行わなければならない。

イギリスの裁判所は、先月、アップルに対し、サムスン電子がアップルの商品を模倣していないことを広告するよう命じている。

<朴ジソン記者、金ユジョン記者>

1-15 サムスン、最後まで「アップルと特許合戦」…控訴審で逆転を狙う

デジタルタイムズ(2012. 8. 26)

控訴審は、陪審員なしに法律審だけで進められ、「原審で不当な待遇をされた」ことを集中的に主張すると見られ、控訴審でも「激しい攻防合戦」が予想されている。

アップルの特許主張

項目	米国	韓国
아이폰 表面のデザイン	侵害認定	侵害不認定
アイパッド 表面のデザイン	侵害不認定	侵害不認定
アイコンの配列	侵害認定	侵害不認定
ベゼル	侵害認定	侵害不認定
バウンス・バック	侵害認定	侵害認定
マルチ・タッチ、タップ拡大	侵害認定	(韓国訴訟では該当事項無し)
スライド式ロック解除、メモ、電話、ページめくりなど	(米国訴訟では該当事項無し)	侵害認定

サムスン電子の特許主張

項目	米国	韓国

無線資源の効率的な使用技術	侵害不認定	侵害認定
無線端末機のデータサービス提供技術	侵害不認定	侵害認定
MP3 音楽再生技術、ギャラリーにユーザー位置記憶、イメージ伝送表示など	侵害不認定	(韓国訴訟では該当事項無し)
符号分割多重接続 (CDMA)、情報ビットグループ別保存、上向リンクサービスを支援するシステムパワー設定方式など	(米国訴訟では該当事項無し)	1 件侵害認定

■ サムスン対アップル 米国の陪審員による評決で波紋広がり

陪審員判決に対する批判の声が高まってはいるものの、これまでの判例を踏まえると、1 ヶ月後に言い渡される裁判官の最終判決が覆る可能性は低い。

サムスン電子は、控訴を通じて最後までアップルとの訴訟合戦を継続する構えだ。サムスン側は、評決が出された直後、「米国の消費者に差し支えなく商品を提供できるよう、全ての法的措置を取っていききたい」という公式コメントを発表した。

陪審員無しに法律審だけで進められる控訴審でサムスンは、「原審で不当な待遇をされた」ことを強調すると見られる。アップルが控訴する可能性も高い。アップルが主に主張してきたアイパッドの「トレードドレス (Trade dress)」を陪審員が退けたことは、アップルとして受け入れがたいものであるためだ。

こうなった場合は、控訴審で再び激しい戦いが繰り広げられることが予想される。

両側が裁判沙汰を続ける間は、アップルの特許攻勢を避けるために、サムスンを含めた競合メーカーが商品の差別化を積極的に図るだろうという予測も出ている。

実際に、サムスン電子の最新スマートフォン「ギャラクシー3S」は、アップルのデザインと差別化を図ることに注力したと評価されている。米国での特許訴訟でも「ギャラクシー3S」は、訴訟対象商品から除外された。

26 日の韓国スマートフォンメーカー関係者によると、「サムスンが広範囲なデザイン権の主張を阻止してほしかった。アップルのデザインが包括的かつ抽象的であるため、他の商品にまで飛び火する可能性もあり、今後の商品デザインにも足かせとなるため」だとコメントした。

一方で、アップルの圧勝がサムスンにとってはグローバル特許合戦における「決定的な一撃」だという点で、舞台裏での協議を加速化するというシナリオも浮上している。アジア太平洋地域への依存度が高まっているアップルとしては、スマートフォンの必須

機能として採用される通信技術のロイヤルティ交渉を早期にまとめるのが有利であるためだ。

サムスンとアップルは、現在、9カ国・地域で約30件の訴訟を繰り返している。近くは31日に日本における中間判決を控えている。これまでの訴訟でサムスンの通信技術の侵害が1件も認められなかったか、または、アップルのデザインが全て認められたのは、米国の本案訴訟が初めてだ。

しかし、米国と同じ判決が下される可能性は高くないとみられている。米国の評決がイギリス、ドイツ、オランダ、そして韓国とは違い、保護主義的な色合いが強いためだ。

<朴ジソン・金ユジョン記者>

1-16 非専門家の陪審員「感情的な判断」という限界

デジタルタイムズ(2012.8.26)

■ サムスン対アップルの米国における陪審員評決で広がる波紋

今回の評決で米国の陪審員制度を指摘する声が増えている。

非専門家で作られた陪審員にグローバルスマートの生態系を左右するほど重要な評決を任せるとのことだ。特に、一般国民の場合、自国の利益を優先しがちであるだけに、陪審員の評決が保護貿易主義の限界にぶつかってしまったという指摘が出ている。

専門的な分析ではなく、感情的な観点による評決を下す可能性は、裁判が始まる前から外国メディアが言及してきた。サムスンとアップルの弁護人も米国の陪審員制度の特徴を踏まえ、感情を刺激する形で弁護戦略を取ってきた。しかし、サムスンは、標準技術特許侵害の事実を立証しなければならなかっただけに、非専門家である陪審員を説得することが難しくなるというのは目に見えていた。

こうした懸念は現実のものとなった。陪審員は、アップルが主張したデザイン権を全て認め、一部の商品を除いた全てのサムスン商品がそれを侵害したと評決した。その上、以前の判決では、アップルに深刻な経済的な損害を与えたとして販売差し止め仮処分判決を言い渡された「ギャラクシーTab」が陪審員の評決では、アップルの特許を侵害していないと相反する結論を出した。

これまでドイツ、オランダ、韓国、米国などでサムスンとアップルの特許本案訴訟が行われ、3カ国でサムスン商品は、販売差し止め仮処分が命じられた。

しかし、米国を除く国では一方的な勝利を判決していない。アップルのデザイン権特許侵害を認めたのもドイツのみだ。

こうした状況から、陪審員の公正性、独立性の問題が指摘されている。一例をあげると、サムスンに10億ドル以上の巨額の損害賠償を決める過程で、陪審員は、コウ・ルーシー裁判官が評決前に配布した評決指針をきちんと履行していないという疑惑まで浮上した。陪審員の代表者は、ロイターとのインタビューで「陪審員が送るメッセージは、(特

許侵害会社を)軽く叱るのではなく、十分に苦しむ程度にしないといけなと考えた」と話した。

これは、裁判官が下した陪審員の指針と相反する評決を出したと分析できる。コウ裁判官は、陪審員への指針を通じて「損害賠償額は、特許侵害者を懲罰するのではなく、特許保有者への補償だということを肝に銘じること」と明記した。

国益の面では、アップルにフレンドリーだった可能性も排除できない。サムスン電子は、今年第1四半期の売上高が45兆2700億ウォンに達し、米国時価総額第1位の44兆6700億ウォンよりも高くなり、アップルの強力な競争相手として浮上した。米国内のスマートフォン市場でもアップルが34%のシェアを占め、首位の地位を確保しているが、最近、サムスンが17%を記録し、アップルの座を脅かしている。

<朴ジソン・金ユジョン記者>

1-17 [世紀の特許合戦] サムスン電子の3大対応シナリオ

デジタルタイムズ(2012.8.26)

米国カリフォルニア州裁判所で陪審員による評決が出された次の日の26日、サムスン電子未来戦略室のチェ・ジソン室長(副会長)と無線事業部のシン・ジョンギョン部長(社長)、無線事業部戦略マーケティングチームのイ・ドンジュ副社長は、午前からソウルのサムスン電子社屋に出勤した。前日、米国でアップルに完敗したためか、役員表情は固まっていた。評決についての記者の質問にも口は堅く閉じられていた。記者が主要役員携帯電話に電話をかけたが、「会議中」という音声メッセージが返してきた。

サムスン電子は、報道資料を通じて、「陪審員の評決に異議(評決不服法律審理、JMOL)を申立て、敗訴した場合には控訴する」という公式コメントを出しただけだ。

米国での訴訟で完敗したサムスンは、今後の訴訟合戦でも不利となる可能性が高まった。サムスンの経営陣は、今後の対策について集中議論したという。サムスンの対応カードは、攻勢のレベルに応じて、3つになると予想される。

◇控訴だけに集中…裁判所での名誉挽回=サムスン電子が公式な立場として出したカードだ。まず、陪審員評決について異議を申し立て、それが退けられた場合は、控訴する方法だ。陪審員の評決後、裁判官が最終判決を下す前まで、裁判部を相手にした説得作業も続けるというシナリオだ。

しかし、法的・手続き上に問題がなければ、陪審員評決が裁判長の判決につながるだけに、控訴に集中せざるを得なくなる。

米国の控訴審は、仮処分の結果と原審の結果における手続きと法理を問う。事実関係を問わないため、サムスン電子は、原審の際に重要な証拠が採択されなかった点を強調するなど、手続き上の問題を主張する可能性が高い。サムスン電子は、裁判所で採択されなかった証拠を報道資料として配布し、すでに控訴審を念頭に置いた「世論戦」を準

備してきた。法的・手続き上の問題を浮き彫りにできると、原審の判決が無効になる可能性もある。無効にならなくても賠償額を大幅減らすことが出来る。

◇控訴後、アップルと舞台裏で協議＝サムスン電子が控訴すれば、アップルも原審で認められなかった特許を控訴する可能性が高い。控訴審でも激しい法理論争は目に見えている。長たらしい攻防が続いているうちに、欧州・アジアなどでの本案訴訟の結果も次々と出されると見られる。

サムスン電子は、裁判の結果に応じ、法的争いとは別建てでアップルとの舞台裏での交渉を通じた和解策も模索できる。アップルがサムスン電子半導体とディスプレイ事業の最大顧客であるため、このカードは有効だといえる。既にイ・ジェヨン社長やチェ・ジソン副会長などの最高経営陣がアップルのティム・クックと数回にわたって公式・非公式に会談し、交渉を行なったため、相手の要求事項も把握している状況だ。

ただ、今回の評決でサムスンが完敗し、交渉においてサムスンは、以前より不利になった。今後、米国や日本などの主要国でサムスンが勝訴すれば、交渉の雰囲気を変え直すことはできる。控訴の結果は、両側にとって重大な勝負であるため、判決前に交渉の妥結に至る可能性は、原審より高いというのが専門家の見方だ。特許訴訟の大半が控訴判決前の水面下での合意で終了した事例も多い。問題は、ロイヤルティだ。

◇追加訴訟・部品単価の引き上げなどで大攻勢＝最大の部品供給先であるアップルに対し、消極的な防御にとどまっていた従来の戦略を反転させるカードだ。米国で完敗した後、サムスンの「ドル箱」であるスマートフォン事業が低迷となると、サムスン電子内で強硬論が力を得る可能性もある。

サムスン電子は、通信特許だけで約 1 万 1500 件を保有している。1000 件にも及ばないアップルと勝負にならない水準だ。サムスンが大攻勢に乗り出すと、追加訴訟は、十分に可能な状況だ。特に、「NEW IPAD」に続き、 아이폰 5 でも LTE が採用されれば、LTE 特許を多く所有しているサムスン電子の反撃カードはさらに増える。またの訴訟合戦が始まると、市場より裁判所でスマートフォンの強者を決める悪循環が続く恐れがある。

可能性は低いが、半導体・ディスプレイなど、アップルに供給している部品の価格を引き上げるか供給量を制限するシナリオも不可能ではない。アップルは、 아이폰のいわば頭脳にあたるアプリケーションプロセス (AP) をサムスン電子の半導体ラインで製造し、供給している。スマートフォンの LCD の多くもサムスンに依存している。AP の場合、サムスン以外に品質が保証できるメーカーがおらず、サムスンが単価の引き上げに踏み切れば、アップルとしても相当な圧力になるだろう。しかし、サムスンとしても主な取引先を失う恐れがあるため、完全に敵に回さない限り、このカードは使えないと予想されている。

<チャン・ジョン記者>

1-18 韓米の判決が相反した理由は

デジタルタイムズ(2012. 8. 26)

24日、サムスン電子とアップルは、韓国と米国で相反する判決を言い渡された。

16時間の時差のため、先に判決が下されたソウルでは、サムスン電子の判定勝ちとなり、サンノゼでは、アップルの圧勝だった。

同じ事案をめぐる、両国の判決が相反したのは、陪審員制度などの司法手続きが異なるためだ。韓国と米国の裁判所が重んじている基準が異なるのも背景として挙げられる。米国はデザイン特許を、韓国は技術特許を重視する傾向が強いというのが専門家の見解だ。

両国の判決において最大の違いは、デザイン特許だ。

韓国の裁判官は、サムスン電子とアップルのスマートフォンにデザインが似た部分があるという理由だけで、デザインが同一・類似だとは言いきれないと判決した。タッチスクリーンを採用した移動通信端末の表面デザインは、デザインを変形する余地が少なく、消費者は、僅かな変形でも違う商品として認識すると説明した。サムスン電子とアップルの商品は、全体的な感じが違うため、侵害していないということだ。

しかし、陪審員制度を導入している米国は、全体的な印象やイメージを知的財産権として認める「トレード・ドレス」に集中した。角が丸い長方形のスマートフォンの形がアップル固有のものだと認めた。トレード・ドレスは、韓国では聞き慣れていない概念だが、訴訟が頻繁に行なわれている米国では一般化した。

標準特許の扱い方も異なった。

技術特許権者の権利保護を重視する韓国裁判所は、アップルがサムスン電子の標準特許2件を侵害したと判決した。一方、独占と競争者の敷居を低くする市場秩序を擁護する米国は、アップルがサムスンの通信特許を侵害していないと判断した。

一部では、最新技術への専門性に欠けている陪審員が自国のアップルに偏った決定を下した可能性も排除できないと分析した。

<金インスン記者>

1-19 [世紀の特許合戦] 特許合戦、今後はどうなる

デジタルタイムズ(2012. 8. 26)

陪審員判決を報告されたコウ・ルーシー裁判官は、早ければ1カ月以内に判決を言い渡すと予想されている。

陪審員は、サムスン電子が意図的にアップルの特許を侵害したと判断したため、損害賠償額が3倍も高まる可能性がある状況だ。

特許専門家は、サムスン電子がコウ裁判官に陪審員の評決が不当であるうえ、証拠も

不十分だと再考を要請すると分析した。

サムスン電子は、陪審員評決が裁判所の判決が確定された場合、特許権専門の連邦巡回控訴裁判所に控訴すると予想されている。控訴審は、アップルの縄張りであるカリフォルニアのサンノゼではなく、東部のワシントンで行なわれる。

特許法人アジュヤンホンのイ・チャンフン弁護士は、「連邦巡回裁判所で陪審員の評決が覆る確率は4~5割」だと述べた。連邦巡回裁判所の控訴審は、原審判決を無視し、新しく判決することになる。

控訴裁判になると、審理だけで7カ月、最終判決までは1年から1年6カ月がかかると予測されている。控訴裁判所では、特許権がどれだけ広範囲に適用されるかに焦点を合わせて判断する。

イ弁護士は、「控訴審でサムスン電子が負ければ、他国の判決にも影響を与えるだろう。これをきっかけに両社が交渉に乗り出す可能性もある。」と述べた。

米国ではアップルが圧勝したが、両社の特許合戦は、世界各地でまだ進行中だ。

米カリフォルニア連邦北部地方裁判所は、来月20日、アップルがサムスン電子の「ギャラクシーTab10.1」などのモバイル端末について提起した販売の永久差し止め処分に関する審理に入る。北部地方裁判所は、27日までに、どの機種の販売差し止めを求めるかアップルに提出を要請した。

東京地方裁判所は、31日、アップルがサムスン電子日本法人を相手に提起した訴訟の中間判決を下す。日本の裁判部は、31日、特許侵害についての判断を提示し、損害賠償額の決定は、最終判決に先送りするとみられる。9月中には、ドイツとオランダで審理が予定されている。韓国でも両社ともに控訴すると予想されている。

<キム・インスン記者>

1-20 威風堂々のアップル税、韓国アンドロイド形態の脅威になるか

デジタルタイムズ(2012.8.26)

韓国の携帯電話産業がいわゆる「アップル税」に直撃されかねないという懸念が高まっている。

サムスン電子が米国における特許訴訟でアップルに完敗し、サムスンと同じくアンドロイド基盤(OS)のLG電子・ペンテックなどにも巨額の特許料の支払いを強要する可能性が高まったためだ。アンドロイド市場の委縮、韓国携帯電話メーカーのシェアの下落、韓国の情報通信技術(ICT)全般の産業競争力の弱体化につながる連鎖的な影響が懸念されている。韓国の政府当局は、米国特許訴訟のモニタリングを強化し、対策に乗り出した。

26日、業界によると、米国におけるサムスン電子とアップルの特許訴訟が事実上のアップルの圧勝で終わったことで、アンドロイドプラットフォームに主力してきた韓国携

帯端末業界の不安が高まっているという。

米国カリフォルニア北部地方裁判所で陪審員は、米国時間の 24 日、サムスン電子がアップルのデザイン特許 3 件と常用特許 3 件、全て 6 件を侵害したとして約 1 兆 2000 億ウォンを賠償すべきだと評決した。サムスン電子がアップルを相手に提訴した標準・常用特許 5 件は全て退けられた。

前日、韓国の裁判所がサムスン電子の通信標準特許を認め、アップルのデザイン特許を退けたのとは相反する結果だ。

世界最大市場の米国でアップルに有利な評決が出されたことで、サムスン電子が特許戦における主導権を奪われるという懸念も高まっている。

アップルは、今回の評決をきっかけに、特許攻勢を一層強める構えだ。裁判所の最終判決が残っているが、CEO のティーム・クックは、「世界は、(評決の内容を)注意深く聞いてほしい(I hope the whole world listens)」として、アンドロイド陣営に宣戦布告のメッセージを送った。

アップルがスマートフォン市場で通用されているユーザー・インタフェース(UI)とデザイン特許の攻勢を多角的に拡大すれば、アンドロイド基盤のスマートフォンメーカーは、直ちに打撃を被る。巨額の特許侵害賠償から免れるため、アップルとライセンス契約を結ぶメーカーも現れると予想されている。アップルは、子会社である特許管理会社「ロックスタービドコ(Rockstar Bidco)」を通じて、韓国企業に特許料の交渉まで提案した状態だ。

自然にアンドロイドスマートフォンの収益性の下落と競争力弱化につながり、結局は、価格上昇をまねくという見方も示されている。いわゆる「アップル税」が消費者の利益を妨げるという主張だ。

米国の市場調査機関である IDC のアナリストは、「高いアップル税(Apple Tax)が登場し、携帯電話端末の価格を引き上げるだろう」と懸念を示した。

韓国の携帯電話業界と政府は、対策に乗り出した。アップルが特許攻勢を強化すれば、アンドロイドに重点を置いてきた携帯電話業界の全般に悪影響が及ぼしかねない。特許合戦で敗北したサムスン電子のスマートフォン市場におけるシェアが落ちれば、国内のすそ野産業の売上げも激減すると予想されている。巨額のロイヤルティの支払いで、部品メーカーへの単価引き下げ圧力も強まると懸念されている。

サムスン電子は、26 日、サムスン未来戦略室のチェ・ジソン室長、無線事業部のシン・ジョンギョン部長などが出席して緊急会議を開いた。LG 電子とペンテックも今後拡大する特許攻勢への対応策を探っている。

韓国携帯電話業界の関係者は、「アップルが米国裁判での結果を利用し、様々な機能とデザインで特許訴訟を拡大していけば、スマートフォン事業にブレーキがかかる。」と懸念を示した。

知識経済部も担当部署と職員が全員出勤して対策会議を開いた。知識経済部情報通信

産業課のソ・ソンイル課長は、「評決以降の状況を見守り、支援策について協議している」と述べた。

市場調査機関 SA によると、第 1 四半期の出荷量基準の韓国メーカーの世界スマートフォン市場におけるシェアは、34.5%と、昨年の 24%より上昇した。上半期の携帯電話産業(部分品を含め)が韓国の輸出に占める割合は 12.1%に達している。

<イ・ホジュン記者>

1-21 コウ・ルーシー裁判官、9月20日にサムスン商品の販売差止め審理を行う

デジタルタイムズ(2012.8.27)

コウ・ルーシー裁判官は、9月20日に販売差し止め申請についての最終審理を行う。裁判官は、「サムスンに出来るだけ多くの時間を与える」と述べた。

米国の裁判は、通常、陪審員による判決がなされた1カ月以内に最終判決を言い渡す。陪審員評決の内容が最終判決になるのが一般的だが、韓国をはじめ、欧州、米国内でも陪審員評決に対する批判の声が高まっており、コウ・ルーシー裁判官が最終的にどのような判断を下すかに注目が集められている。

一方、アップルは27日まで、米国内のサムスンの主要商品について販売差し止めを申請する予定だ。アップルがサムスンを相手に販売差し止めを申請すれば、サムスは2週間内に回答しなければならない。

<キム・ユジョン記者>

1-22 [世紀の特許合戦] 特許合戦、アップル対アンドロイドに拡大

デジタルタイムズ(2012.8.27)

米国でアップルが圧勝し、特許戦争も新しい局面を迎えた。

アップルは、サムスン電子の商品について販売差し止め仮処分を申請する一方、新商品の「ギャラクシーS3」に訴訟を拡大していく構えだ。苦戦を強いられているサムスン電子は、グーグルなどのアンドロイド陣営と連携して反撃に乗り出すとみられている。

グーグルと合併したモトローラは、アップルが7件の自社特許権を侵害したとして国際貿易委員会(ITC)に直ちに提訴した。4月に続いて2度目だ。グーグルが事実上、モトローラを押し立ててアップルと全面戦争を始めたのだ。

◇アップル、大攻勢を始めるか=アップルは、デザインをはじめ、UI特許を全て認められ、ギャラクシーS3の販売差し止めにも有利な立場となり、直ちに追加訴訟を行うと予想されている。

ギャラクシーS3は、7月に世界で1000万台以上が売られた人気商品だ。6月末に米国市場で発売されたギャラクシーS3は、 아이폰5のリリースの遅れと相まって、ヒッ

ト商品となった。

サムスン電子は、「ギャラクシーS3 は、曲線型にデザインし、侵害が認められたバウンス・バックなどを採用していないため、今回の認定範囲には入らない。」と過剰解釈を警戒した。グーグルとサムスン電子は、ギャラクシーS3 に7月にギャラクシーネクサスの販売が差し止めされた時、問題となったSWを搭載して対処している。

◇アンドロイド陣営の大反撃＝サムスン電子と HTC などを通じてアップルと代理戦を繰り広げているグーグルは、モトローラを買収後、アップルと全面戦争に乗り出した模様だ。

モトローラは17日、 아이폰の「シリ」や位置情報確認、電子メールの通知などの技術が自社特許7件を侵害したとして ITC にアップルを提訴した。モトローラは、アジアで生産されたアップル商品の米国への輸入差し止めを要請した。 아이폰が全て中国で組み立てられているため、 아이폰全量の販売差し止めを意味する。

韓国で特許通信の侵害を立証したサムスン電子もアップルへの圧力カードとして「 아이폰4S」と10月に発売予定の「 아이폰5」を訴訟に巻き込む可能性もある。

チェジョング法律事務所のチョン・ウソン弁理士は、「サムスン電子をはじめ、メーカーを相手にしたアップルのグローバル特許訴訟合戦は、グーグルを相手にうまく織り込まれた戦いだ。アップルとサムスン電子が協力関係であっても、独自の交渉でこの戦いが終了する可能性はない。」と述べた。

<キム・インスン記者>

1-23 衝撃的なアップル税、IPリーダは口を揃えて

デジタルタイムズ(2012. 8. 27)

「最悪のシナリオだ。」

週末に報じられた「サムスンアップルの裁判結果」の衝撃に対する「知的財産(IP)リーダーズフォーラム」の反応だった。評決の結果は、今後も続く様々な特許裁判の始まりにすぎないということだ。「ファストフォロワー(fast follower)」を含めた企業の成長戦略の全面的に修正が必要になるという意見もあった。グローバル特許訴訟合戦は、始まったばかりであり、米国を筆頭に各国は、特許を自国産業の保護手段として使うという意見もあった。「IPリーダーズフォーラム」は、電子新聞と韓国知識財産サービス協会が共同で国家IP産業の競争力強化のために27日発足した。

米国の評決で最も懸念される点は、第3国の裁判に及ぼす影響だ。専門家は、可能性が高いと判断した。IPリーダーズフォーラムのペク・マンギ会長(知識財産サービス協会会長)は、「特許判決で米国の結果が一つの前例となる。韓国の判決内容が及ぼす影響とは比べにならないほど大きい。」と強調した。ペク会長は、「米国の評決で、特許が産業保護につながりかねないことが立証された」として今後の影響に懸念を示した。東京地

方裁判所が8月31日に中間判決を下し、9月にはドイツとオランダでの審理が予定されている。

韓国企業の特許対応への甘さも批判された。IP サービス産業の老朽化・零細さによる限界を指摘する声もあった。アニファイブのキム・ギジョン代表は、「大企業が IP 戦略部署を設けてはいるが、きちんと機能しているとはいえない。外国企業は、出願の前にマーケティング、技術事業化、ライセンスなどを半年ほどかけて総合的に検討するが、韓国は、出願の量的拡大にのみこだわっている。」と指摘した。

裁判所の甘い見方も指摘された。P&IVY のキム・ギルヘ理事は、「韓国の特許裁判の結果を見ると、侵害への損害賠償額が少なすぎる。IP への関心は高まったが、特許の価値は依然として見下されている。」と指摘した。韓国の損害賠償方式が暫定的な被害ではなく、確認される被害が中心になっているためだ。

米国の評決に「意匠権(デザイン権)」が決定的な影響を与えただけに、対応策も求められた。ペク会長は、「アップルでのエンジニアのランキングは、デザイン、ソフトウェア、ハードウェアの順だ。デザイナーの一言は、開発に絶対的な影響を及ぶ。それが意匠権になる。」と述べた。

ハードウェアのエンジニアを最優先視している韓国とは違う。ウィップスのイ・ヒョンチル代表も「韓国企業もデザインの権利化に関心を持ち始めたが、特許専門化がデザインを理解する程度にすぎない。その逆方向(デザイナーが特許を理解)に行くべきだ。現水準では、きちんとしたデザインが開発され、それが意匠権として登録されるか疑問だ。」と述べた。

インテレクチュアル・ディスカバリーのコ・チュンゴン副社長は、靴メーカーのクロックスの例をあげ、「いまや、独特な外見そのものが商標権として認められる時代だ。デザインがそれだけ重要になった。韓国企業が見逃していた面がある」と説明した。

IP サービス産業の老朽化への批判と対応への注文が相次いだ。IPcube パートナーズのミン・スンウク代表は、「1つのアイデアと技術は、サービス産業が足並みを揃えたときこそ、競争力のある特許になる。韓国企業がハードウェア標準特許にだけこだわっていたため、戦える武器が少なかった。」と指摘した。

マクプロのチャ・サンジン代表は、「電子メールの公開が判決に大きな影響を及ぼしたが、それが‘e-discovery’ビジネスだ。韓国にはこのようなビジネスは存在すらしない。IP 競争力が企業(製造業)の競争力に比べ非常に低いレベルだ。」と述べた。参加者は、外国の IP サービス会社が韓国市場に進出すれば、韓国企業は競争で勝てないという懸念の声も上がった。

<キム・ジュンベ記者><クオン・ドンズン記者>

1-24 ‘キレた’サムスン、「アップルは、結局成長を続けられない」

デジタルタイムズ(2012. 8. 27)

「市場で‘イノベーション’を通じてフェアに競争するのではなく、裁判所で‘特許’という手で競合会社に圧力をかけた会社が消費者から認められ、成長を続けたのは、歴史上、例がない。」

サムスン電子は、先週末に米国で出されたアップルとの特許訴訟陪審員評決について強い不快感を表明した。

サムスン電子は、25日、社内メディアをはじめ、企業ブログやフェイスブックなどに米国サンノゼ裁判所における陪審員評決について、特許訴訟の背景や評決内容への失望感、今後の方向などをまとめ、公式コメントを掲載した。

サムスン電子は、「我々は、アップルが主な取引先であることを考え、訴訟よりは交渉を通じて問題を解決しようとしたが、アップルが訴訟を提起し、それに防御するためには反訴するしかなかった。評決の内容には非常に失望している。従業員や消費者に心配をおかけし、とても申し訳ない。」とコメントした。

さらに、「裁判官の最終判決が残っており、その後も裁判が残っている。我々の主張が受け入れられるように最善の対応を取っていきたい。」と述べた。

サムスン電子は、同じ事案について、イギリス、オランダ、ドイツ、韓国の裁判所は、アップルのデザインを模倣しなかったと判決したうえ、標準特許も一部認めたと強調した。

サムスン電子は、「市場と消費者は、‘訴訟’ではなく、‘イノベーション’を目指す会社に軍配を上げると信じている。市場と消費者の信念が正しいことを証明したい。」と述べた。

<キム・インスン記者>

1-25 「ギャラクシー3」はなぜ？販売差止め申請しない理由が

デジタルタイムズ(2012. 8. 29)

サムスン電子のスマートフォン「ギャラクシーS3」は、アップルのいわゆる「角丸長方形」の特許を侵害していないという見方が浮上している。

29日のスマートフォン製造業界によると、ギャラクシーS3は、iPhoneと見た目が大きく違うため、アップルが特許権を主張している「角丸長方形」と言われているD087特許侵害の対象外だという分析だ。

ギャラクシーS3が角の曲線や、スマートフォン全体の見た目が違い、iPhoneと混同する可能性がないということを考慮すれば、iPhoneのデザイン特許を侵害していないということだ。

実際に、ギャラクシーS3は、iPhoneのように角の曲線が丸いものの、角度が違い、スマートフォンの4面もやや緩やかであるため、iPhoneとは大きく違うということ

だ。ギャラクシーS3 が公開された当時、外国メディアは、サムスンがアップルのデザイン特許を意識して「弁護士がデザインした製品」と評価した。

しかし、ギャラクシーS3 に適用された「マルチタッチで画面を拡大する」機能と、画面を2度タッチして拡大する機能は、今回の訴訟対象製品と大きな違いがないと評価されている。

ギャラクシーS3 の場合、デザインを侵害した可能性は低いですが、ユーザー・インタフェース (UI) についてはアップルの特許に抵触する可能性が残っているという。

業界では、サムスン電子が9月に公開すると予想されている新iPhoneに対し、特許逆攻勢を準備しているとしている。

新iPhoneが従来の製品とは異なり、LTE 通信網を使用すると予測され、アップルが新製品の発売直後、サムスンは、LTE 関連特許を侵害したか検討し、必要に応じて直ちに訴訟で対処するというシナリオだ。

大半が標準特許となっている 3G(WCDMA) 移動通信特許とは違い、サムスンの LTE 特許のなかには標準特許ではない技術も多く、反独占違反にも該当しない。

しかし、サムスンの関係者は、「まだ商品が発売されていない段階なので特許法律の攻勢を予定、検討してはいない。ただ、製品が発売されてから検討が行なわれる可能性はある。」とコメントした。

<パク・チソン記者>

1-26 サムスン、アップルに押されても突破口はある？

電子新聞(2012. 8. 30)

アップルに完敗したことでサムスン電子は、特許の迂回戦略を明らかにした。

短期的にはソフトウェアのアップデートを通じ、アップルのソフトウェア特許を回避する一方、長期的には「アンドロイド対抗馬」を育成する方針だ。年末に基本 OS「バダ」に続き「Tizen」を導入する。ウィンドウズ 8 を適用した新製品も発売する。

29日の外国メディアによると、サムスン電子は、販売差し止めの可能性がある8機種スマートフォンについて、米国の通信キャリアと協力し、迂回策を講じていると報じた。

サムスン電子は、グーグルとともにマルチタッチスクロール、バウンスバック、タップズームの3つのユーザー・インタフェース (UI) 特許を迂回する案を設け、通信キャリアを通じてアップデートすると見られる。デザイン特許を侵害したと認められたモデルは、したがたないが、UI 特許侵害モデルは、ソフトウェアのアップデートで回避できる。販売差し止めが確定した際に備えた事前準備だ。バウンスバック技術には対処済みだ。

サムスン電子の関係者は、「ソフトウェアのアップデートで特許を迂回する方策は、他の判決でも出たカードであるため、考慮しているのは確か」だとコメントした。

アップルは、27日、裁判所に「ギャラクシーS4G」、「ギャラクシーS2(AT&T)」、「ギャラクシーS2(スカイ・ロケット)」、「ギャラクシーS2(T-モバイル)」、「ギャラクシーS(ショーケース)」、「ドROID・チャージ」、「ギャラクシープリベール」8機種について、米国内の永久販売差し止めを申請した。

サムスン電子は、中長期的にOSの選択幅も大幅に広げる。アンドロイドに依存しすぎているリスクを分散する狙いだ。独自のOS「バダ」に加え、ウィンドウズフォンとTizenを採択したスマートフォン新製品を相次いで発売する計画だ。

31日にドイツのベルリンで開かれる家電展示会(IFA)で、ウィンドウズフォン8のOSを採用したスマートフォンとスマートパッド「アティブ(ATIV)」を披露する。サムスン電子は、ウィンドウズフォンに「オムニア」の代わりに「アティブ」という新しいブランドまで構成し、マルチOSラインアップを強化させた。

TizenのOSを採用したスマートフォンも年末に発売する。Tizen基盤の携帯は、ネイティブアプリ方式を採用したスマートフォンとは違って、HTML5基盤だ。普及型ラインアップとして発売されたバダフォンとは違い、プレミアム級の仕様を備えたという。

アトラスコンサルタントのチャン・ジュンヒョク副社長は、「サムスン電子がマルチOS戦略を取っても、自ら「脱・アンドロイド」できる状況ではない。ウィンドウズフォンとTizenが画期的なイノベーションを創出し、消費者が選択するようにならないと、アンドロイドの依存度は低減できない。」と説明した。

<キム・インスン記者>

1-27 アップル「脱・サムスン部品」始まった

デジタルタイムズ(2012.8.31)

米国のサンノゼ裁判所の陪審員がアップルとサムスン電子の特許訴訟でアップルに軍配を上げたなか、両社の対立が激しさを増している。そのため、これまでの部品供給関係にも変化が予想されている。両社は、特許訴訟と部品取引を切り離しているが、今回の訴訟による影響は、どのような形であれ、部品取引の関係に影響を与えると見られている。

アップルの「脱・サムスン戦略」が本格化するという見通しがそれだ。しかし、アップルがこの戦略を取るためにはTSMC、グローバルファウンドリなどの半導体委託生産(ファウンドリ)メーカーが十分に後押しできるかがカギを握る。

朝日新聞は、30日付で今回の訴訟でアップルが示したサムスンへの強硬姿勢からアップルの「脱・サムスン部品戦略」が窺えると報じた。

部品の需給に関する「脱・サムスン戦略」は、昨年から浮上していた。アップルとサ

ムスン間の特許訴訟合戦が本格化したことで、アップルは、現在 아이폰 シリーズに採用している A5 などを台湾の TSMC で生産しようとする動きがあった。しかし、TSMC がサムスン電子と同じ歩留り率と生産性を確保できず、今年サムスン電子ファウンドリ事業でアップルの割合は以前より高くなった。

市場調査機関の IC インサイトは、今年サムスン電子ファウンドリ事業におけるアップル製品の生産割合は、昨年の 70% から今年 85% に増え、28 億ドルになるという見通しを示した。AP の大半は、サムスン電子の米国オースティン工場で生産されている。それだけでなく、NAND 型フラッシュメモリやモバイル D-RAM もサムスン電子から供給している。しかし、新聞は、今年秋に発売するアップルの新 아이폰 に搭載されるモバイル D-RAM をエルピーダに大量注文しており、来年以降に発売する次期プロセッサ A6 の生産も TSMC が主導することになると報じた。

ブルムバーグ通信も最近、アップルとクアルコムがスマートフォンに搭載されるチップを確保するため、TSMC にそれぞれ 10 億ドル規模の投資を提案したが断れたと米国時間の 28 日に報じた。

アップルとクアルコムは、TSMC 工場の一部に専用ラインを設け、安定的な半導体供給の確保を狙ったが、TSMC は、特定のメーカーに専用工場を作ることはできないという立場を示したという。

現在、アップルは、部品供給を様々なメーカーから供給する方針を徹底的に追求している。特定のメーカーに依存することを排除するためだ。ただ、アップルが直接設計し、委託生産している AP プロセッサの場合、サムスン電子が大半を生産している。

業界は、今回の訴訟を機に、アップルが AP 生産も TSMC、グローバルファウンドリなど、ファウンドリ専用のメーカーを通じて多角化を図ると見ている。20 ナノ台の先端工程での歩留り率と価格が変数ではあるが、アップルの「脱・サムスン電子部品戦略」は、始まったといえる。

業界通は、「アップルがモバイル AP 生産を TSMC に持続的に依頼しており、グローバルファウンドリとの交渉も進行中にある。サムスン電子を完全排除することは難しいが、徐々に割合を減らし、AP 生産の多角化を図るだろう。」と述べた。

<カン・ステテ記者>

1-28 サムスン、日本での訴訟で勝利

デジタルタイムズ(2012.8.31)

日本で行なわれたアップルとサムスンの特許訴訟でサムスンが勝利した。

東京地方裁判所の民事合意 40 部は、31 日、アップルが「メディアプレイヤーのコンテンツとコンピュータ情報を同期化する方式」についての特許をサムスン電子が侵害したとして提起した特許侵害事実確認および損害賠償請求訴訟で、原告敗訴を言い渡した。

アップルは、昨年8月23日に、サムスン電子の日本法人が輸入・販売している「ギャラクシーS」、「ギャラクシーS2」、「ギャラクシーTab」がアイフォンとアイパッドの特許を侵害したとして訴訟を提起した。

この日の判決では、提起された特許のうち、一部のみ判決を下すものではあるが、サムスン電子とアップルの本社がある韓国とアメリカ以外の国で初めて下される判決だということで関心が集められていた。

アップルが提起した「メディアプレイヤーのコンテンツとコンピュータの情報を同期化する方式」関連特許は、MP3音楽ファイルなど、PCにあるメディアコンテンツをスマートフォン、タブレットPCなどに保存する技術だ。

サムスン電子の内部からも今回の判決は、自社に有利な結果になるという見方が多くなっていた。

アップルは、同期化する過程で、歌手名や曲目などのコンテンツに含まれた付加情報をベースに新しく保存するファイルなのか、保存されているファイルなのかを判定するが、サムスン電子は、名前とサイズで判定するなど、両社が採用したシステムが異なっていたためだ。

もちろん、アップルが提起した「バウンス・バック」は、韓国裁判所と米国の陪審員がともにサムスン電子の侵害を認めただけに、日本でも同じ判決が下される可能性が高い。

しかし、バウンス・バックは、現在はアップデートなどで代替技術を適用した状態だ。したがって、この部分に限っては、サムスンが市場で受ける打撃はごく限られたものになると予想されている。

一方、日本の裁判所は、自国メディアも技術特許を重視する特徴があると評価しているだけに、今後、サムスン電子が提起した無線通信技術に関する特許をアップルが侵害したという判決が下される可能性も高まっている。

サムスンは、韓国では主に標準特許でアップルと戦っていたが、日本では「飛行モードアイコン表示」など、常用のユーザーインターフェース(UI)特許で訴訟を提起したため、アップル商品の販売差止め提起による独占問題もない。「公正かつ合理的、非差別的な(Fair, Reasonable And Non-Discriminatory)」を意味するいわゆる「フランド(FRAND)」規制により、標準特許は、相手商品を販売差止めさせることは難しいという見解もあるが、常用特許は、そのような制限がないためだ。

サムスン電子は、今回の判決を受け、「ギャラクシーS3」で8%台にとどまっている日本におけるシェアの拡大計画に弾みをつけるチャンスを得たといえる。

<キム・ユジョン記者>

1-29 アップル、勝訴はしたがイメージはダウン「買わない」

デジタルタイムズ(2012.8.31)

米国発のアップル特許ショックが「反アップル」感情を引き起こしている。米国裁判所の陪審員評決の内容が「不公正だ」という見方が示され、その矛先は、アップルに向けた。電子新聞がモバイルアンケート調査機関 Open survey (opensurvey.co.kr) に依頼して把握した結果だ。18歳から60歳までの500人を対象に調査を行った。

米国訴訟の評決がアップルの企業イメージに与えた影響について回答者の半分の49.4%が「悪くなった」と答えた。「イメージに変わりはない(よく分からない)」という回答40.6%より10%ポイント高い結果だ。アップルの完勝だったにもかかわらず、イメージが「良くなった」という回答は10.0%にとどまった。

アップル商品の購入決定にも一定の影響を与えると予想された。アップルのスマートフォン端末の購入意思を聞いた選好度質問で、「低くなった」が26.0%と、「高くなった」(10.6%)より2.5倍多かった。アップルが米国における訴訟で圧勝をしたが、購入決定には却ってマイナス要因として働いたのだ。残りの63.4%は、「変わりはない(分からない)」という答えだった。

米国特許訴訟で負けとなったサムスンについての同じ質問の回答は異なった。評決後、サムスンのイメージが「悪くなった」の意見は35.0%だったが、「変わりはない(分からない)」が55.4%と高かった。サムスンのスマート端末の選好度調査では、逆に「高くなった」が19.2%と、「低くなった」(16.8%)より多かった。アップルに対する反感がサムスン商品選好に一部回ったと見られる。残りの64.0%は、「変わりはない」と答えた。サムスンとアップルの商品を除いたLG電子・HTCなど、他のスマート端末選好度の質問には「高くなった」「低くなった」がそれぞれ11.6%と11.8%とほぼ同じ数値となった。76.6%は、「変わりはない」と答えた。

反アップル感情は、評決の結果が大きく影響したとみられている。米国の陪審員評決の内容が公正だと思うかという質問に対し、全体の60%が「そうではない(公正ではない)」と答えた。「そうだ(公正だ)」の29.2%を大きく上回った。残りの10.2%は、「分からない」と答えた。

訴訟の主な争点だった「角丸長方形デザイン」の特許認定については、「72.2%」が共感しなかった。「特許として認めるべきだ」は22.0%だった。「分からない」は5.8%だった。

米国裁判所の判決が自国産業の保護主義の影響だと思うかという質問に「そうだ」と答えたのは79.6%に達した。「そうではない」と答えたのは13.0%だった。韓国経済研究院のパク・デシク副院長は、アンケート調査の結果について、「韓国特有の愛国心と関係があると思う。欧州も米国に良い感情を持っていないため、類似な影響を与えられる可能性がある。」と慎重なコメントをした。IP専門サービス会社イディリサーチのソ・ジュウォン社長は、「特許は、国民の常識に合うべきだ。国民が消費者であり、市場だとすれば、反アップル感情は相当な意味合いを持っている」と分析した。

<キム・ジュンベ記者><チョン・ジヌク記者>

1-30 サムスン、アップルに日本でも勝利…「なぜ米国だけ…」

デジタルタイムズ(2012. 8. 31)

連合ニュースは、日本で行なわれたアップルとの特許訴訟でサムスン電子が勝利したと31日に報じた。

東京地方裁判所の民事合意40部は、31日、アップルが「メディアプレイヤーのコンテンツとコンピュータの情報を同期化する方法」についての特許をサムスン電子が侵害したとして提起した特許侵害事実の確認及び損害賠償の請求訴訟で、原告敗訴を言い渡した。

アップルは、昨年8月23日、サムスン電子の日本法人が輸入・販売している「ギャラクシーS」と「ギャラクシーS2」、「ギャラクシーTab」がアイフォンとアイパッドの特許を侵害したとして提訴した。

<テックトレンドチーム>

1-31 サムスン電子、日本で勝利…影響は限られる

デジタルタイムズ(2012. 8. 31)

米国では負けとなったサムスン電子が日本で反撃のチャンスを得た。

日本裁判所は、一部本案訴訟でサムスン電子がアップルの特許を侵害していないという結論を出した。一部技術についての判決ではあるが、米国で完敗したサムスン電子が他の国では挽回できる可能性が示されたためだ。

◇日本裁判所の判決、どこが違うか＝東京地方裁判所の民事合意40部は、サムスン電子が「メディアプレイヤーコンテンツとコンピュータの情報を同期化する方式」についてアップルの特許を侵害していないと判決した。

アップルは、サムスン電子のギャラクシー商品のデータ共有構造がアップルの特許技術と同じだと主張した。サムスンは、PCに初めて接続すると誰でも使用できる技術だと反論した。日本の裁判部は、「アップルの特許は、サムスン電子に該当しない」と判示した。

ソホソン・クアリア国際特許法律事務所の代表弁理士は、「日本の裁判部は、韓国と同様に技術権利を優先する傾向が強い。韓国の裁判部と同じく、アップルの特許以前に先行技術などを問うたと見られる。」と分析した。

◇判決の影響は＝特許専門家は、アップルが圧勝した米国とは違い、世界諸国で少しずつ異なる判決を下していることに注目した。専門家らは、口を揃えて「米国で完敗したサムスン電子が日本では勝利したが、影響はごく限られたものになる。」と予想した。

日本の判決が韓国や米国の裁判所で焦点となったアップルのデザイン特許とユーザーインターフェース (UI) ではなかったためだ。アップルにとって、非常にマイナーな訴訟であり、敗訴の被害が大きくない。サムスン電子も勝ち数を上げたが、中心的な争点ではない内容だ。

アジュヤンホンのイ・チャンフン弁護士は、「日本の中間判決は、サムスン電子とアップル間で争点になっている内容ではない。サムスン電子に大きな転機にはならないだろう。」とコメントした。

◇ボールは欧州に＝裁判争いは、今月から欧州が主な舞台となる。

ドイツとオランダで審理が行なわれる予定だ。サムスン電子は、第 2 四半期に西欧州の携帯電話市場で史上最高の 41.4% のシェアを記録し、ノキアを 2 倍以上も上回った。東欧州でも 2 四半期連続 1 位となるなど、欧州市場では、アップルより高いシェアを占めている。サムスン電子としては、シェア率の高い欧州で有利な判決を得ないと被害を最小限にとどめることは難しくなる。

昨年、ドイツとオランダでギャラクシーシリーズとギャラクシー Tab の販売が禁止されたサムスン電子は、最近、イギリスではアップルのデザインを侵害していないという判決を受けるなど、各国において異なる判決が出されている。

<キム・インスン記者>

1-32 日本裁判所、「サムスンは、アップルの特許を侵害しなかった」

デジタルタイムズ(2012. 8. 31)

日本裁判所は、アップルとサムスンの特許訴訟でサムスンに軍配を上げた。

東京地方裁判所は、31 日、アップルが自社の特許を侵害したとしてサムスン電子の日本法人を相手に 1 億円の損害賠償を要求した訴訟を棄却した。これまで、10 カ国で特許訴訟を行っているが、日本裁判所が判決を下したのは、これが初めてだ。

アップルは、昨年 8 月 23 日、サムスン電子の日本法人が輸入・販売している「ギャラクシー S」 と 「ギャラクシー S2」、 「ギャラクシー Tab」 が 아이폰 と アイパッド の特許を侵害したとして訴訟を提起した。侵害されたと主張した特許技術は、音楽や画像のデータなどを PC と共有する同期化方式だ。

東京地裁は、サムスン電子が特許を侵害したとは見なし難いとしてアップルの主張を棄却した。また、アップルが追加で要請したサムスン商品の販売差止め要請も退けた。

サムスン電子とアップルは、現在 10 カ国で 50 件以上の訴訟を行ない、激しい戦いを繰り広げている。日本でも今回の判決以外にアップルがユーザーインターフェース (UI) 特許を侵害したとしてサムスン電子を提訴した。サムスンも反訴し、自社の特許を侵害したとしてアップル商品の販売差止め仮処分を申請しており、今後も裁判争いは続くと思われている。

<ソ・ドンギョ記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム